

北杜市こども計画・第3期北杜市子ども・ 子育て支援事業計画 (案)

令和7年度～令和11年度

令和7年●月

北 杜 市

はじめに

令和5年4月、国において『こども基本法』が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、こどもの権利条約の精神にのっとり、未来を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境に関わらずその権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。



北杜市では、これまで「第1期北杜市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)」、「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」に基づき、これから育っていくこどもたちが健やかに成長できること、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、事業を進めてまいりました。

この度、新たに「北杜市こども計画・第3期北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『『こどもまんなか社会』の実現に向けた、こどもの未来を拓くまちー北杜ー』を理念として掲げ、推進してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

なお、本計画策定にあたり、アンケート調査やヒアリングに御協力いただいた子育て中の保護者の皆様、小学生・中学生・高校生・若者世代の皆様、御意見をいただきました北杜市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

北杜市長 大柴 邦彦

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	5
1 統計データによる現状	5
2 子ども・子育て支援新制度に基づく支援サービスの状況	11
3 アンケートからみる北杜市の現状	16
4 ヒアリングからみる北杜市の現状	40
5 次期計画に向けた課題	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 基本理念	47
2 基本的な視点	48
3 基本目標	49
4 施策の体系	50
5 成果指標	51
第4章 こども・若者施策の展開.....	52
1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します	52
2 ライフステージに共通した取組を支援します	59
3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します	64
第5章 子ども・子育て支援に関わる施策の 見込みと確保方策 ..	67
1 量の見込みと確保方策の考え方	67
2 教育・保育事業	70
3 地域子ども・子育て支援事業	73

第6章 推進体制	81
1 計画の推進に向けて	81
2 国・県等との連携	81
資料編	82
1 条約・法律・大綱	82
2 北杜市子ども・子育て会議	85
3 策定経過	88

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

北杜市では、平成27年度に「子どもの声が響くまち—北杜市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として、「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていくこどもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

近年、こどもたちを取り巻く社会状況には大きな変化が生じています。少子高齢化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化などの影響で社会的に孤立する子育て家庭が問題となりつつあります。また、ライフスタイルや価値観が多様化し、こどもや子育て家庭のニーズは、ますます複雑なものとなってきています。さらに、児童虐待やこどもの自殺、いじめなど生命・安全の危機、経済的な格差によるこどもの成長に影響を及ぼす問題なども近年顕在化しています。

このような状況を踏まえ、国において、令和5年4月『こども基本法』が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、こどもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。また、同じく令和5年4月に『こども家庭庁』が発足し、令和5年12月には、『こども基本法』の理念に基づき、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める『こども大綱』が閣議決定されました。

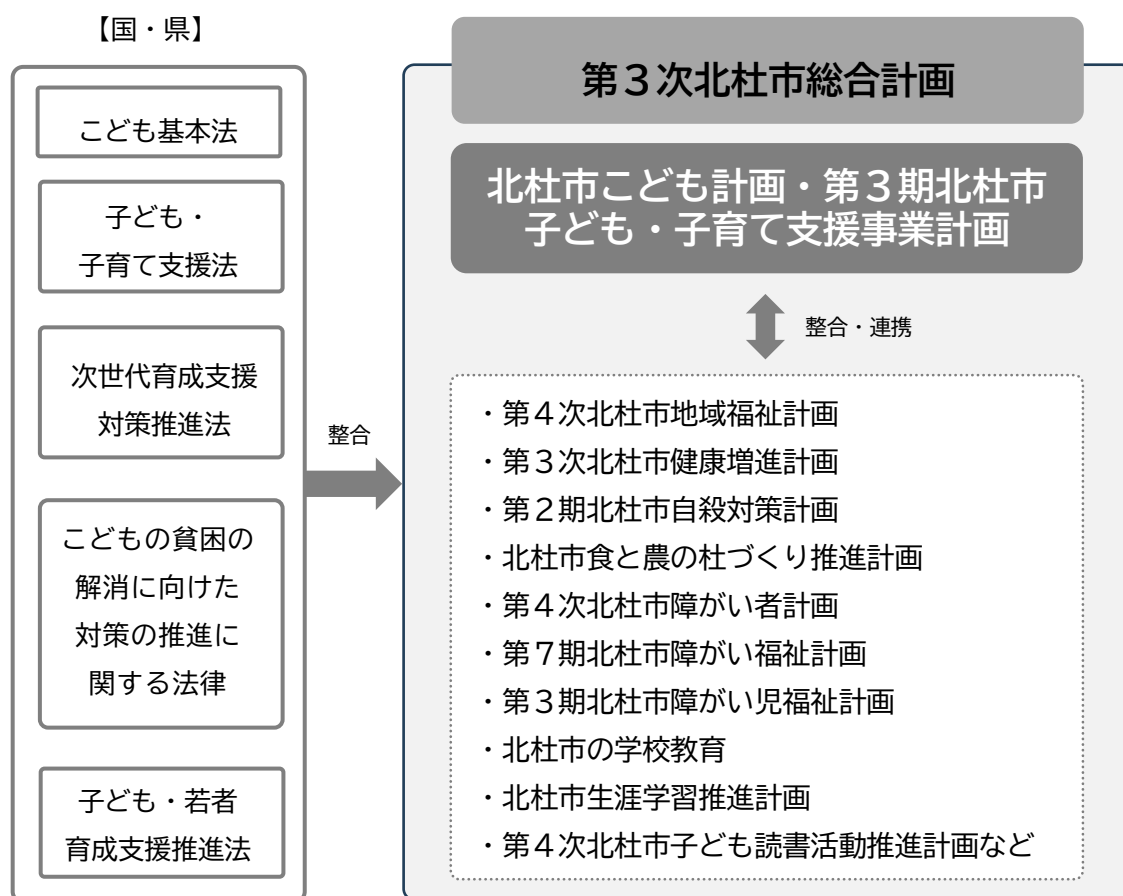
こうした動向を踏まえ、北杜市では、新たに「北杜市こども計画・第3期北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現に向けた、こどもの未来を拓くまちづくりを推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である北杜市総合計画の「子育て・教育・若者」施策分野の総合的な計画として位置づけ、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に該当するものです。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

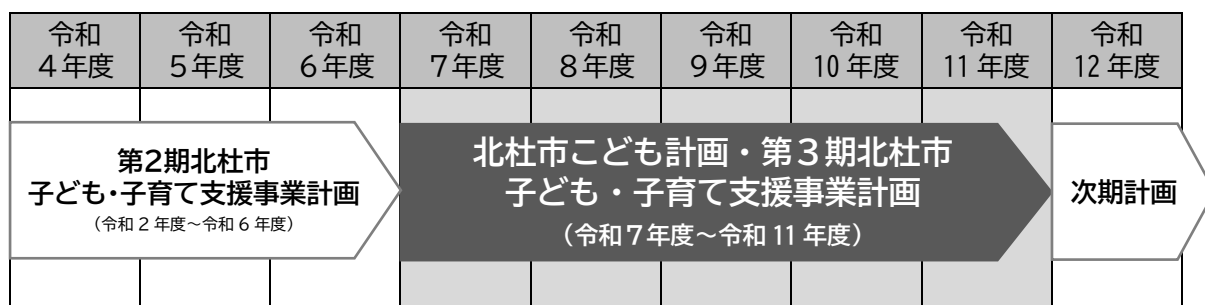
策定に当たっては、国・山梨県が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。

なお、こども基本法における「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいうことから、本計画は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）だけでなく、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とし、こども・若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、必要に応じて、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。



4 計画の策定方法

(1) 北杜市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て世帯の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「北杜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(2) アンケート調査

本調査は、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関するサービスの「利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施しました。

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児童保護者	987 通 (全数調査)	443 通	44.9%
小学生児童保護者	934 通 (全数調査)	431 通	46.1%
小学5年生	305 通 (全数調査)	160 通	52.5%
小学5年生保護者	305 通 (全数調査)	120 通	39.3%
中学2年生	374 通 (全数調査)	245 通	65.5%
中学2年生保護者	374 通 (全数調査)	147 通	39.3%
若者 (16歳～39歳)	1,994 通 (標本調査)	285 通	14.3%

■調査期間 令和6年6月17日～令和6年6月30日

■調査方法 郵送による配布・回収、WEBによる調査

(3) ヒアリング調査

こどもから意見を取り入れ、計画に反映させるため、北杜市内の中学校・高等学校・子育て支援施設などを対象としてヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和6年12月26日(木)から令和7年1月31日(金)の期間で、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

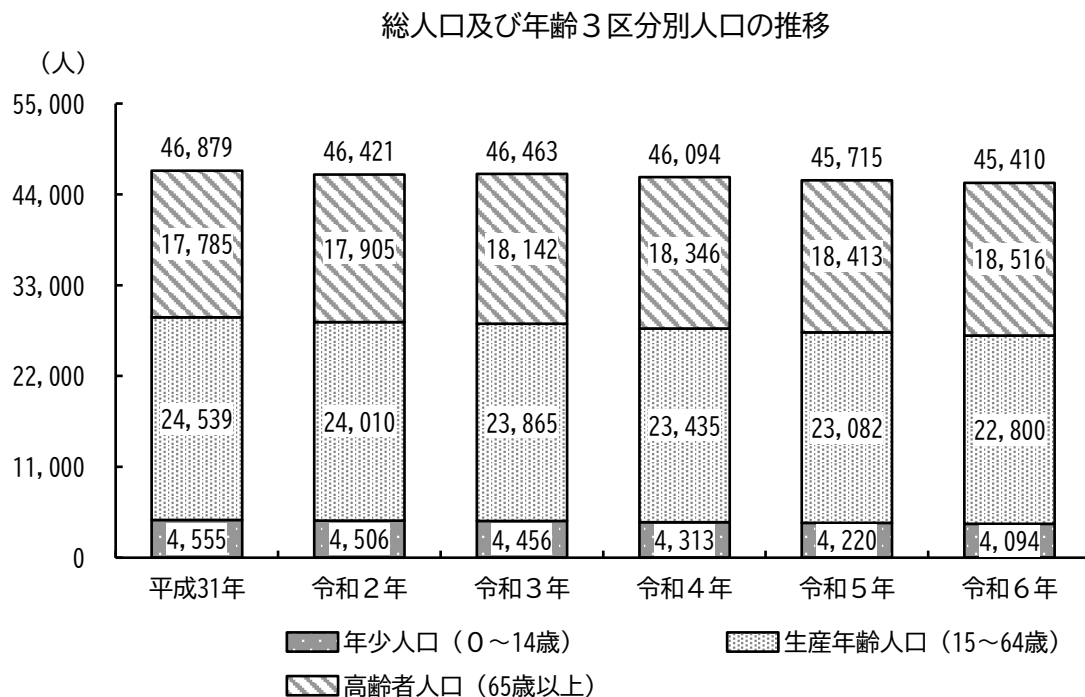
子ども・子育てを取り巻く現況と課題

1 統計データによる現状

(1) 人口の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

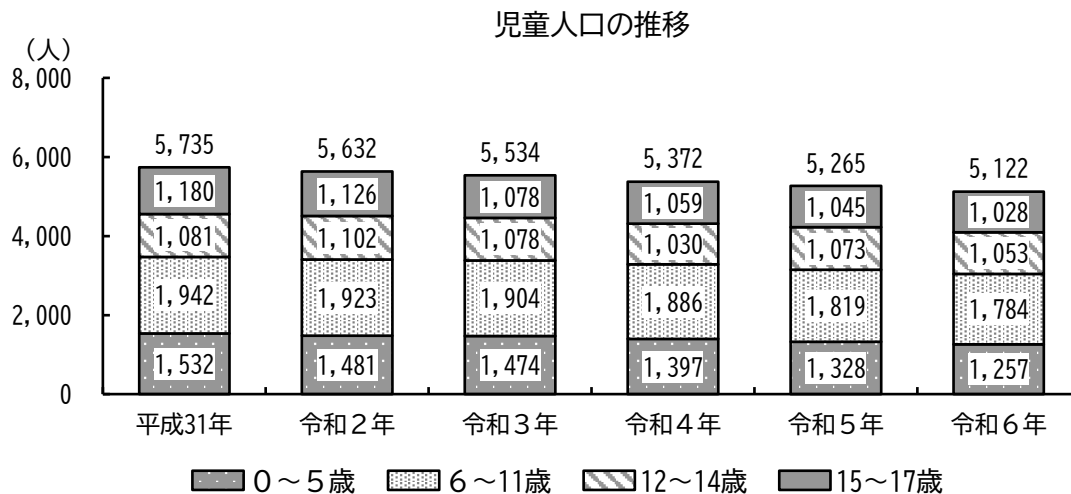
本市の総人口は、令和6年現在45,410人で平成31年と比較すると減少しています。年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているのに対し、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、本市においても少子・高齢化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 児童人口の推移

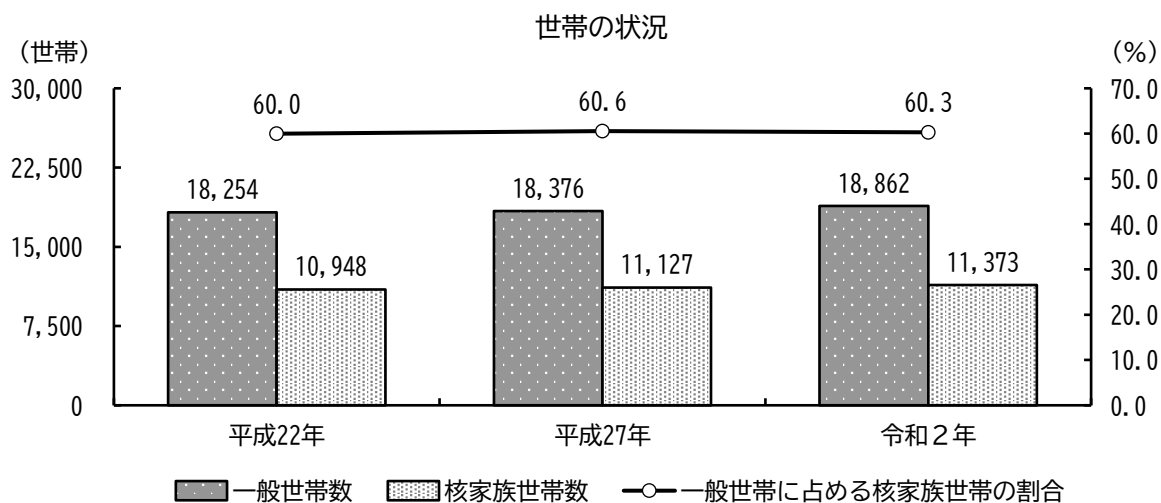
本市の0～18歳未満の児童人口の推移をみると、令和6年現在で5,122人となっており、年々減少し、この5年で10%以上の減少を示しています。



（2）世帯の状況

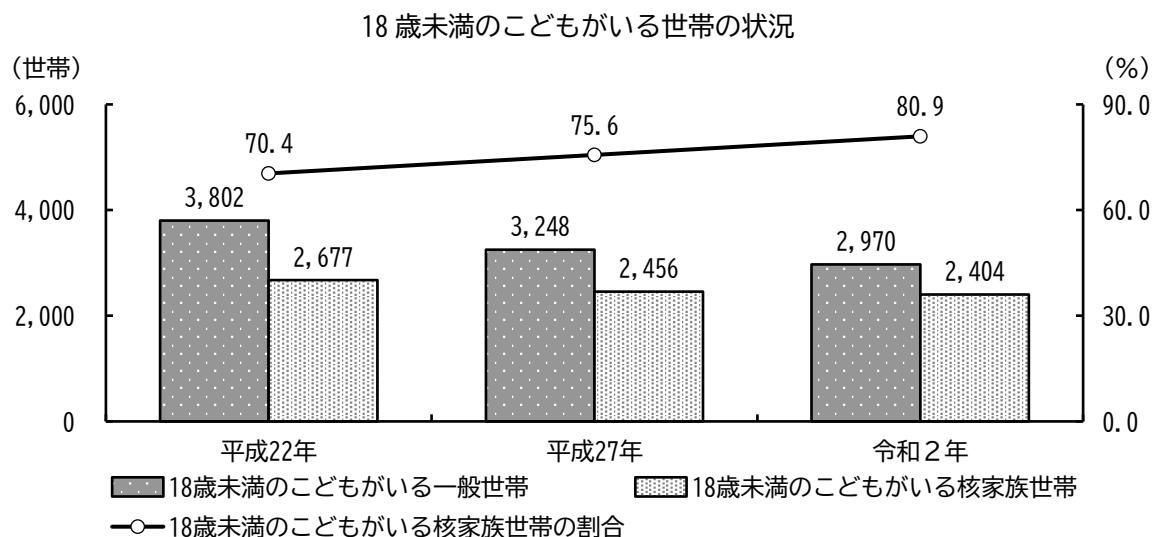
① 世帯の状況

本市の核家族世帯数・一般世帯数ともに増加しており、令和2年で核家族世帯数は11,373世帯、一般世帯数は18,862世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

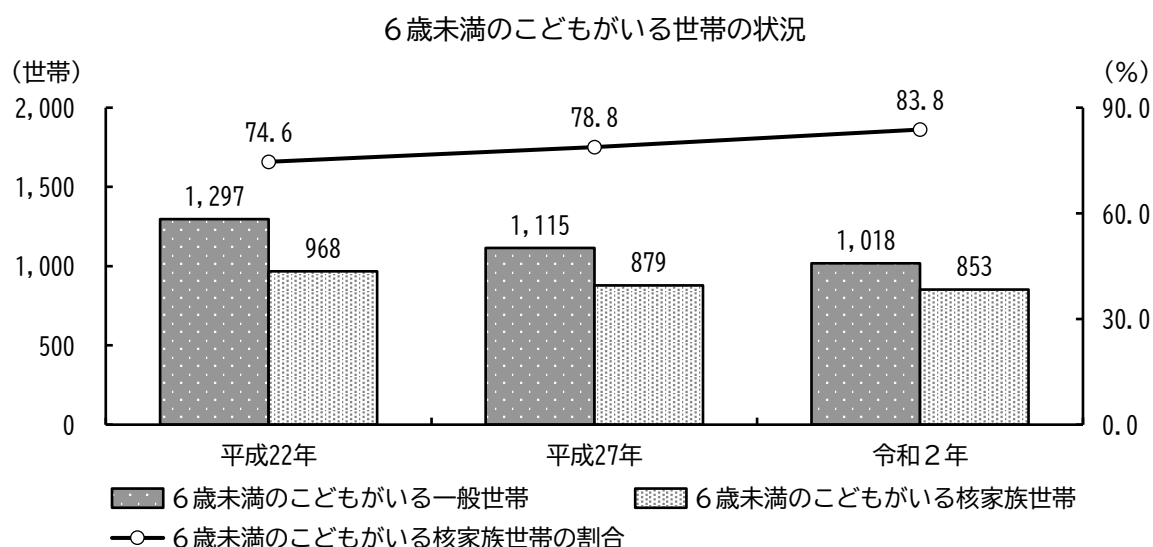
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で2,970世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加し、令和2年には80.9%を超えています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

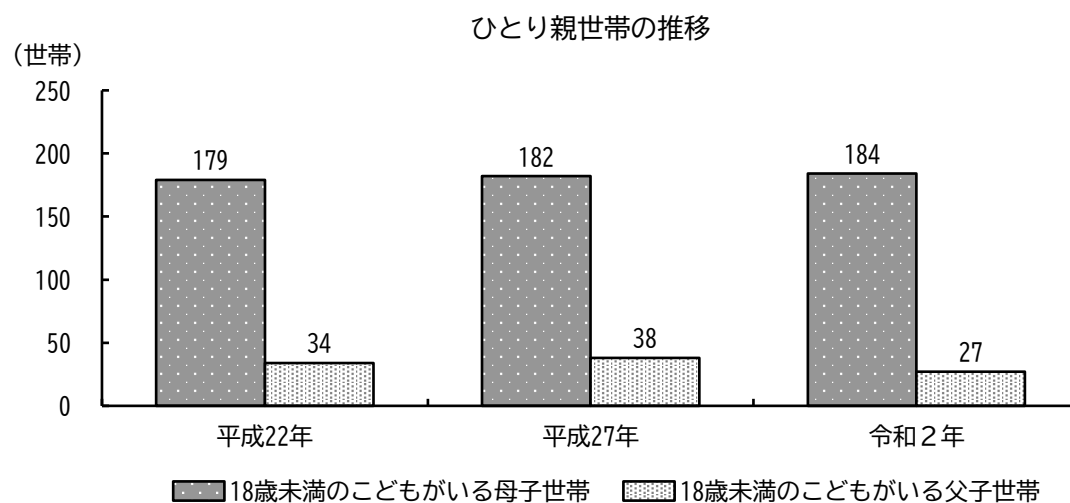
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で1,018世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加し、令和2年には83.8%になっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は増加しており、令和2年で184世帯となっています。一方、父子世帯は減少傾向にあり、令和2年で27世帯となっています。

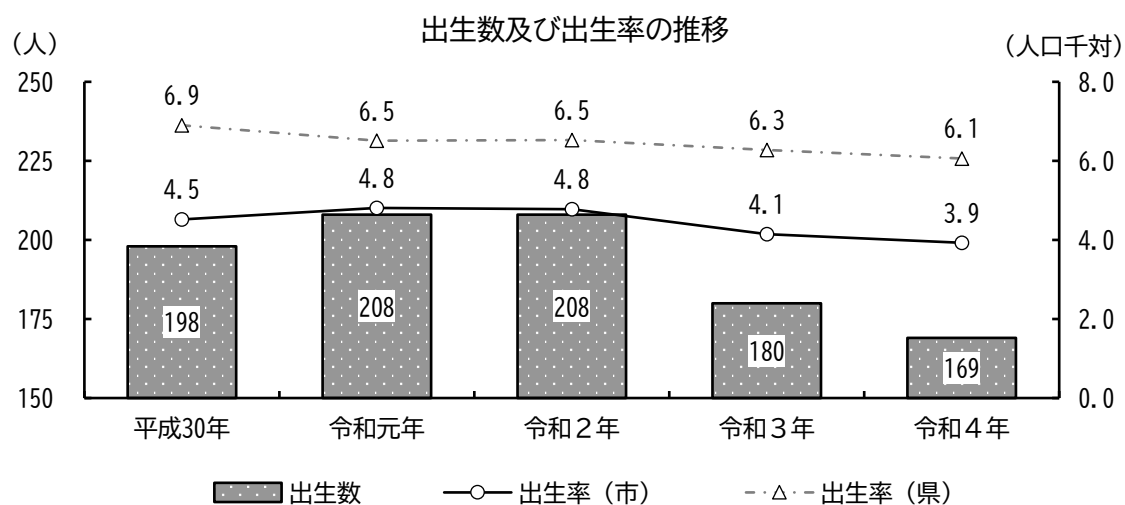


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数及び出生率の推移

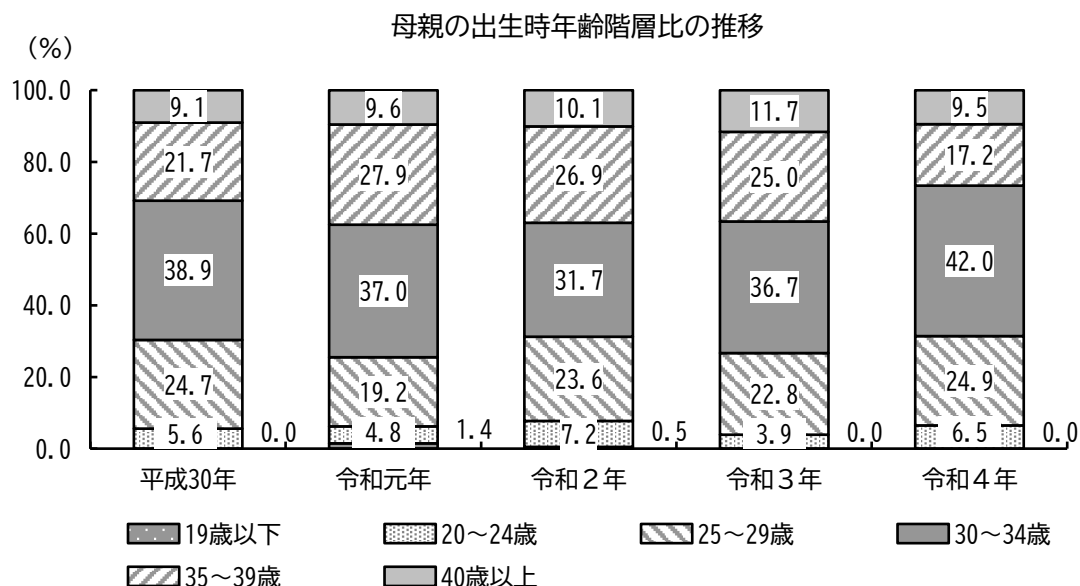
本市の出生数及び出生率は、令和元年・2年をピークに減少しており、令和4年にはそれぞれ169人、3.9となっています。出生率はいずれの年も県の水準を大幅に下回っています。



資料：人口動態統計

② 母親の出生時年齢階層比の推移

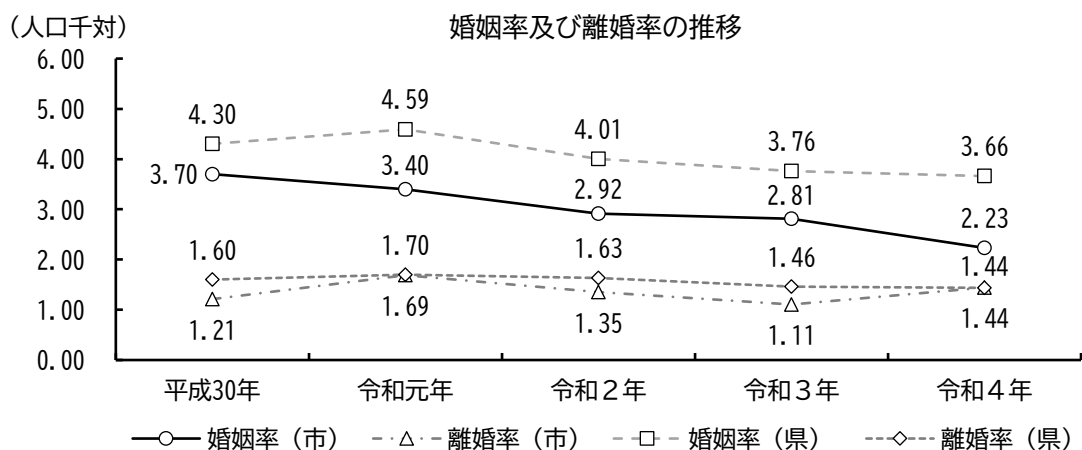
本市の母親の出産時の年齢階層比の推移をみると、近年30～34歳の割合が最も高くなっており、令和4年は42.0%となっています。一方、令和4年は、35～39歳が17.2%、40歳以上が9.5%であり、35歳以降を合計すると26.7%となり、前年よりも10ポイント減少しています。



(4) 婚姻の状況

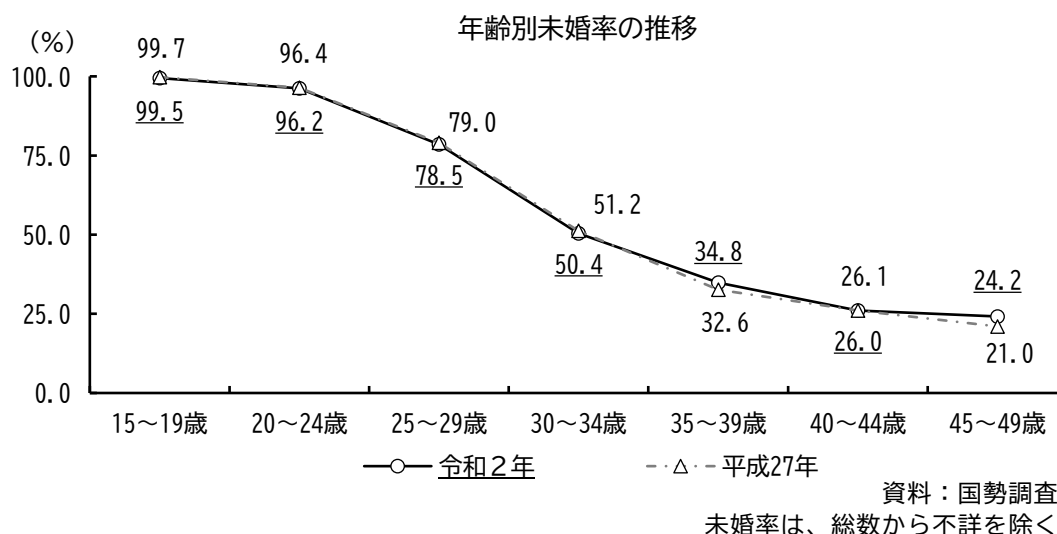
① 婚姻率及び離婚率の推移

本市の婚姻率については減少傾向にあり、令和4年現在で人口千人当たりの割合が2.23となっています。婚姻率は、いずれの年も県の割合を下回っています。離婚率については、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。



② 年齢別未婚率の推移

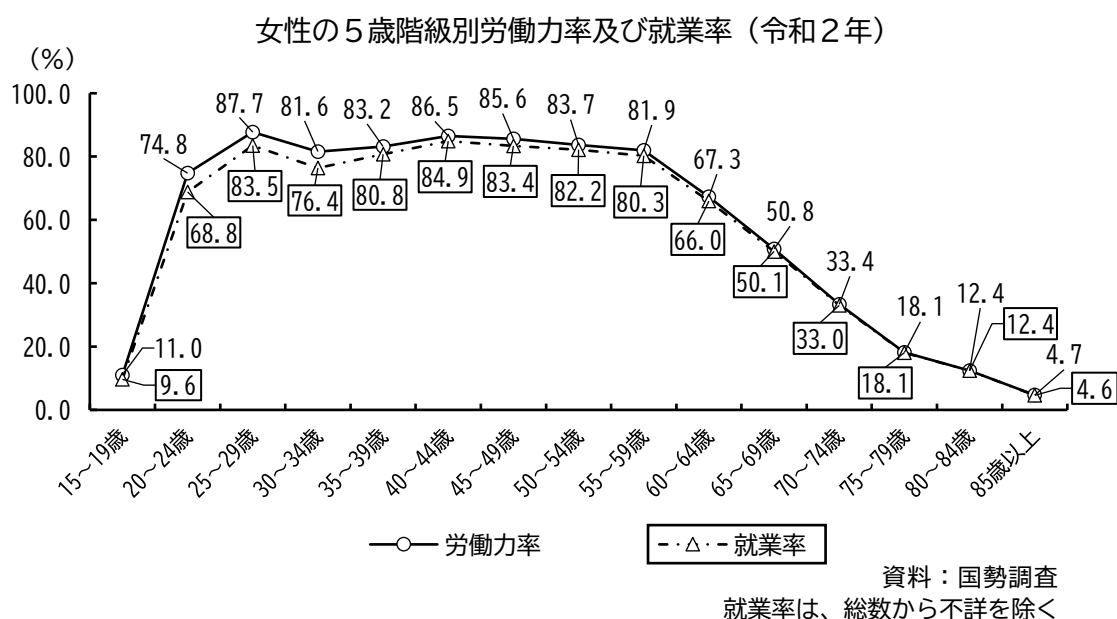
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年と比較し、令和2年で35～39歳・45～49歳の未婚率が高くなっています。



(5) 女性の就労の状況

① 女性の5歳階級別労働力率及び就業率

本市の女性における5歳階級別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）及び就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、全国的な傾向と同様、20歳代後半で最初のピークを迎え、結婚・出産期にあたる30歳代前半で一旦低下し、30代後半以降で再び上昇するM字カーブを描いています。20歳代から30歳代前半において、労働力率と就業率のかい離が目立っており、働ける状態にある女性の数に対し、実際に働いている女性の数が少なくなっていることがわかります。

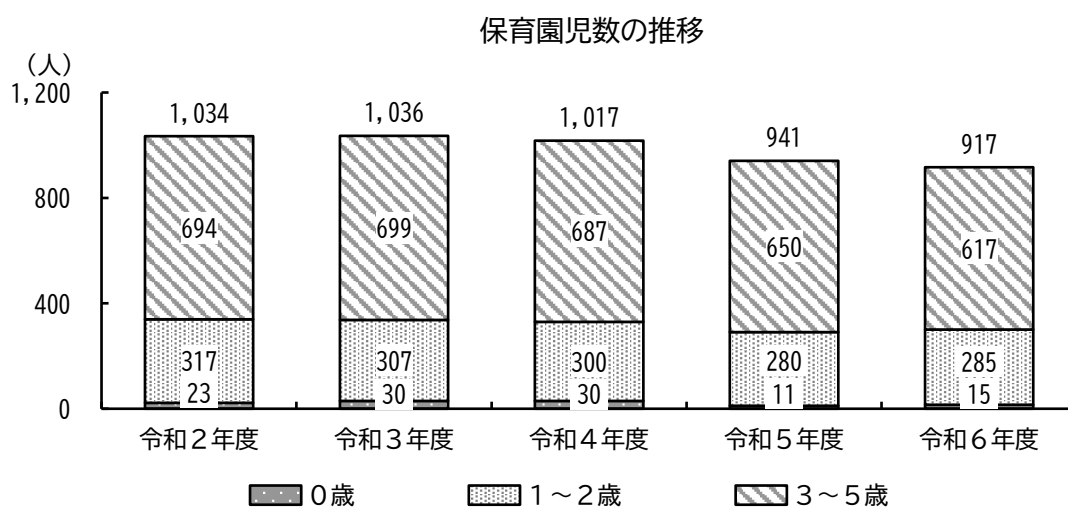


2 子ども・子育て支援新制度に基づく支援サービスの状況

(1) 保育園の状況

① 保育園児数の推移

保育園^{※1}の令和6年度の児童数は現在917人で、児童人口の減少に伴い、令和3年度以降年々減少しています。年齢別にみると、令和2年度に比べ、令和6年度は全ての年齢で減少しています。



資料：こども保育課（各年度4月1日）

※1 保育園：児童福祉法に基づく保育所を、北杜市では保育園と呼称しています。

(2) 各種事業の利用状況

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、連携などの総合的な支援を行う事業です。

利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配置人数(人)	2	2	2	2	2
相談数(件/年)	860	800	911	558	524

資料：ネウボラ推進課

② 延長保育事業

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、保育園で子どもを保育する事業です。本市では、令和5年時点で延長保育を行っておりません。

延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

資料：こども保育課

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労、疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生までの子どもを保育する事業です。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数(人)	599	628	648	678	659

資料：子育て政策課

④ 子育て短期支援事業

保護者が疾病などの理由により児童の保育が一時的に困難となった場合に、7泊以内を限度として養育・保護を行う事業です。

子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

資料：ネウボラ推進課

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、保健師、助産師や子育て経験者などで研修を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言及びサービス提供を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数(件/年)	205	187	175	147	150

資料：ネウボラ推進課

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が必要であると判断した家庭に対し、看護師、ヘルパー等が訪問し、育児・家事の支援を行うことにより負担を軽減し、安心して子育てを行えるようにする事業です。

養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数(人/年)	2	2	11	9	16

資料：ネウボラ推進課

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が身近な場所で気軽に交流を行い、自由に遊びながら情報交換できる場所の提供をし、子育てについての相談・情報提供、助言等を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人/月） こども保育課分 （地域子育て支援センター）	316	335	290	255	264
延べ利用者数（人/月） ネウボラ推進課分 （つどいの広場）	376	417	614	933	867
延べ利用者数（人/月） 合計	692	752	904	1,188	1,131

資料：こども保育課、ネウボラ推進課

⑧ 一時預かり事業（保育園など）

保護者が疾病、冠婚葬祭などの理由により、家庭において保育することが緊急又は一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に保育園で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業（保育園など）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数(人/年)	109	121	138	175	132

資料：こども保育課

⑨ 病児・病後児保育事業

保護者の就労などにより、病児や病後児の世話を家庭で行うことが困難な場合に一時的に保育などを行う事業です。

病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数(人/年)	7	37	46	101	49

資料：こども保育課

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

通園・通学や塾への送迎、一時的な預かりなどの支援を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（協力会員）が、会員となり助け合う事業です。本市では、会員同士の連絡調整を行う専門のアドバイザーを配置しています。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人/週）	13	16	19	20	46

資料：ネウボラ推進課

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦が順調な妊娠生活や妊娠期の異常の早期発見・早期治療等、安全・安心な出産に向けて妊婦の定期的な健康管理のため妊婦健康診査費に対して助成する事業です。

妊婦健康診査事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数（人/年）	299	274	235	233	136
受診回数（回/年）	2,314	2,181	1,971	1,869	2,258

資料：ネウボラ推進課

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

（副食費などの施設による徴収に係る補足給付事業）

各施設事業者によって実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用などについて、子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成幼稚園を利用する低所得者を対象に費用の一部を補助する事業です。

実費徴収に係る補足給付事業（副食費などの施設による徴収に係る補足給付事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付者数（人）	4	1	0	0	0

資料：こども保育課

3 アンケートからみる北杜市の現状

(1) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査概要

① 調査の目的

計画の策定に当たり、皆様の教育・保育・子育て支援に関するサービスの「利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施しました。

② 調査対象

未就学児童保護者：市内に在住している小学校入学前のこどもがいる保護者

小学生児童保護者：市内に在住している小学生のこどもがいる保護者

小学5年生と保護者：市内の小学校に在学している小学5年生と保護者

中学2年生と保護者：市内の中学校に在学している中学2年生と保護者

若者：市内に在住している16歳から39歳までの方から、無作為に抽出

③ 調査期間

令和6年6月17日～令和6年6月30日

④ 調査方法

郵送による配布・回収、WEBによる調査

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児童保護者	987通	443通	44.9%
小学生児童保護者	934通	431通	46.1%
小学5年生	305通	160通	52.5%
小学5年生保護者	305通	120通	39.3%
中学2年生	374通	245通	65.5%
中学2年生保護者	374通	147通	39.3%
若者	1,994通	285通	14.3%

⑥ 調査結果の表示方法

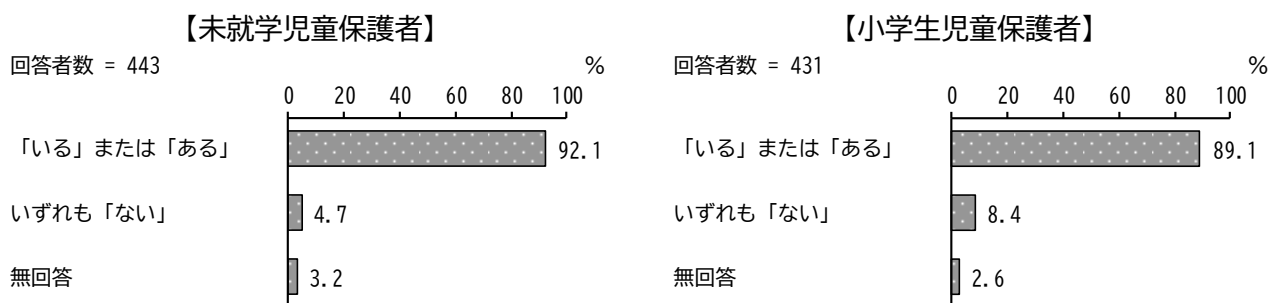
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・前回調査は、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時（平成31年3月）の数値です。

(2) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査結果（未就学児童保護者・小学生児童保護者）

① 気軽に相談できる人の有無（単数回答）

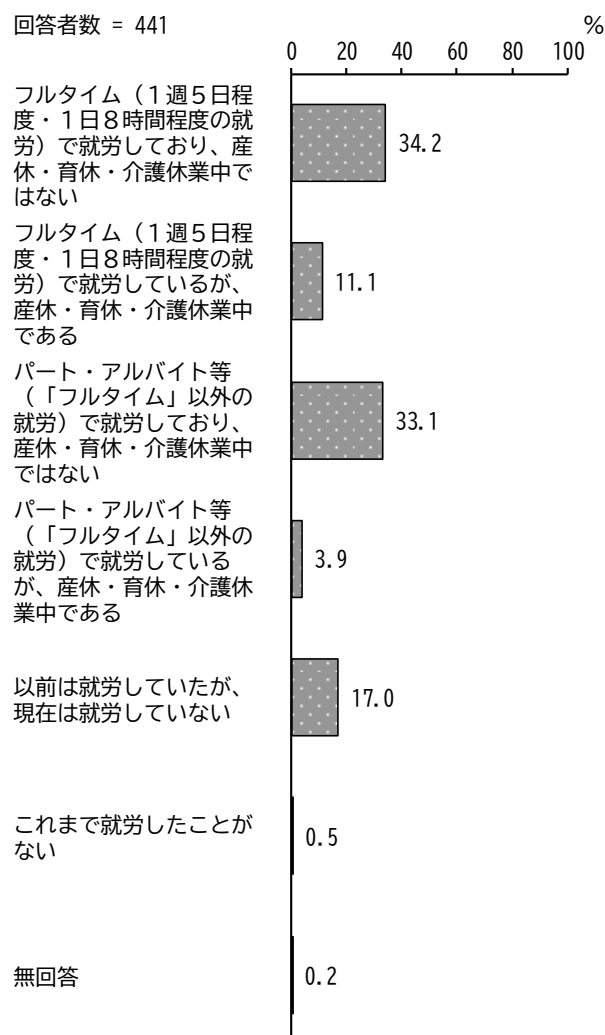
未就学児童保護者は、「いる」または「ある」の割合が 92.1%、「いずれも「ない」」の割合が 4.7%となっています。

小学生児童保護者は、「いる」または「ある」の割合が 89.1%、「いずれも「ない」」の割合が 8.4%となっています。



② 母親の就労状況（単数回答）（未就学児童保護者）

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 34.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 33.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 17.0%となっています。



③ 母親の就労希望（単数回答）（未就学児童保護者）

「1年より先、一番下のこどもが何歳になったところに就労したい」の割合が41.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、または1年以内に就労したい」の割合が26.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が24.7%となっています。

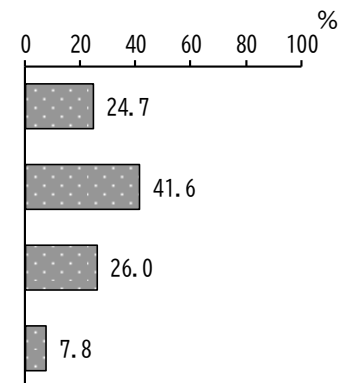
回答者数 = 77

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下のこどもが何歳になったところに就労したい

すぐにでも、または1年以内に就労したい

無回答



④ 利用している定期的な教育・保育の事業（複数回答）（未就学児童保護者）

「認可保育園」の割合が81.5%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が10.1%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

幼稚園（通常時間）

幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）

認可保育園

認定こども園

小規模な保育施設

家庭的保育

事業所内保育施設

自治体の認証・認定保育施設

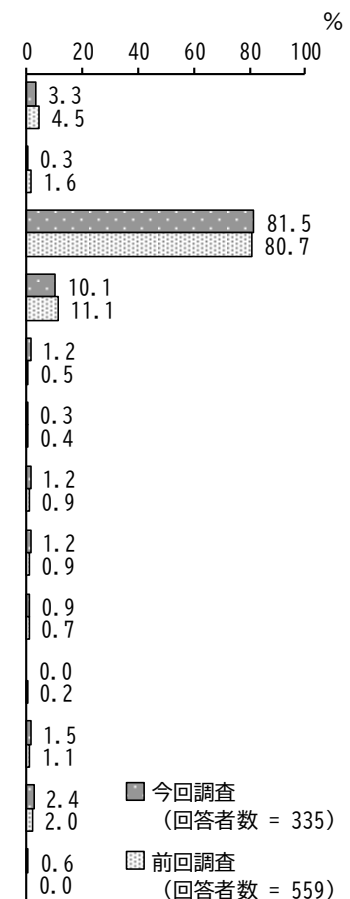
その他の認可外の保育施設

居宅訪問型保育

ファミリー・サポート・センター

その他

無回答

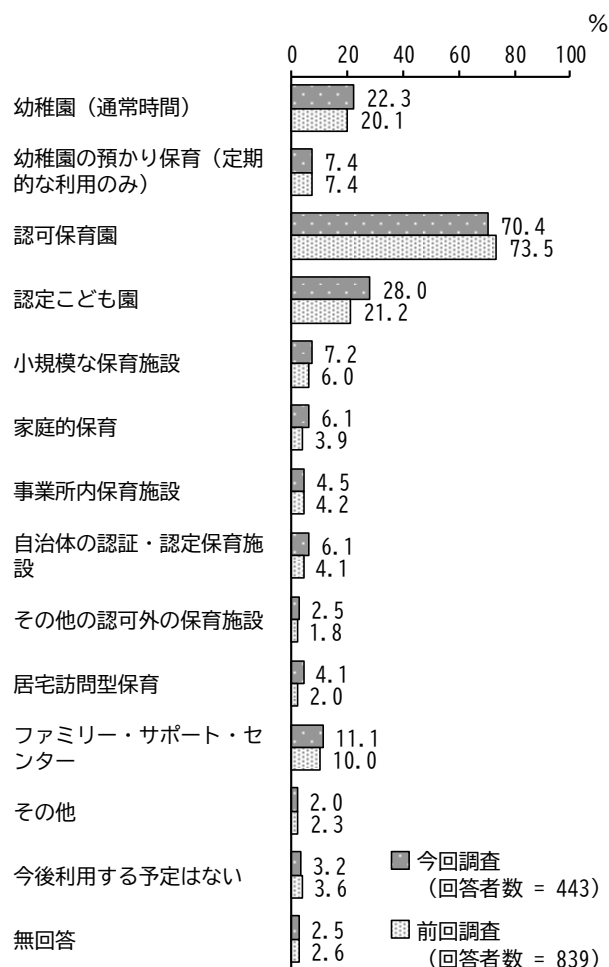


※前回調査では、「認可保育園」の選択肢は「認可保育所（園）」、「ファミリー・サポート・センター」の選択肢は「ファミリー サポート センター」となっていました。

⑤ 定期的な教育・保育の事業の利用希望（複数回答）（未就学児童保護者）

「認可保育園」の割合が70.4%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が28.0%、「幼稚園（通常時間）」の割合が22.3%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

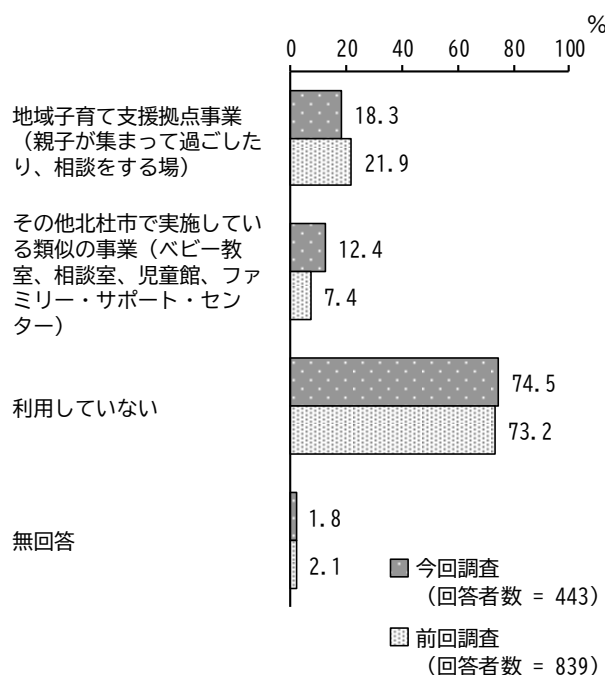


※前回調査では、「認可保育園」の選択肢は「認可保育所（園）」、「ファミリー・サポート・センター」の選択肢は「ファミリー サポート センター」となっていました。

⑥ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（単数回答）（未就学児童保護者）

「利用していない」の割合が 74.5%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が 18.3%、「その他北杜市で実施している類似の事業（ベビー教室、相談室、児童館、ファミリー・サポート・センター）」の割合が 12.4%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

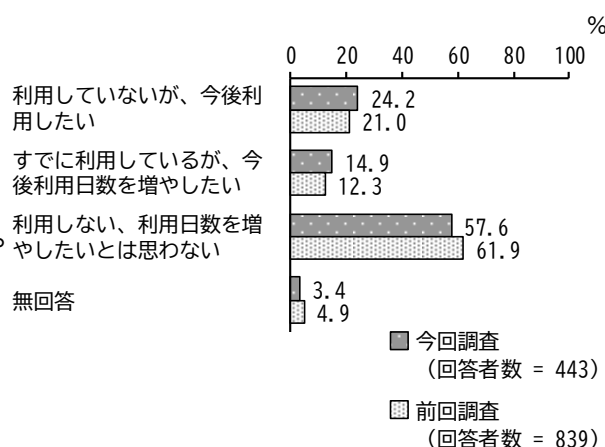


※前回調査では、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の選択肢は「地域子育て支援拠点事業」、「その他北杜市で実施している類似の事業（ベビー教室、相談室、児童館、ファミリー・サポート・センター）」の選択肢は「その他北杜市で実施している類似の事業」となっていました。

⑦ 地域子育て支援拠点事業などの利用意向（単数回答）（未就学児童保護者）

「利用しない、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 57.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 24.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 14.9%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

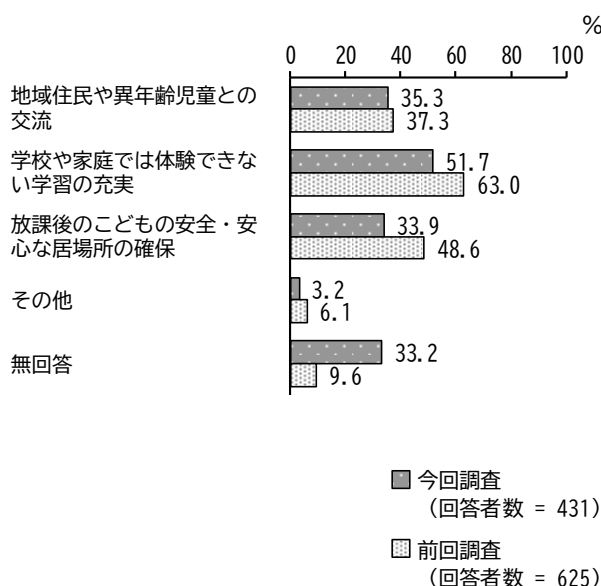


※前回調査では、「利用しない、利用日数を増やしたいとは思わない」の選択肢は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」となっていました。

⑧ 放課後子ども教室（ほくとワクワク教室）に期待すること（複数回答）
（小学生保護者）

「学校や家庭では体験できない学習の充実」の割合が51.7%と最も高く、次いで「地域住民や異年齢児童との交流」の割合が35.3%、「放課後のこどもの安全・安心な居場所の確保」の割合が33.9%となっています。

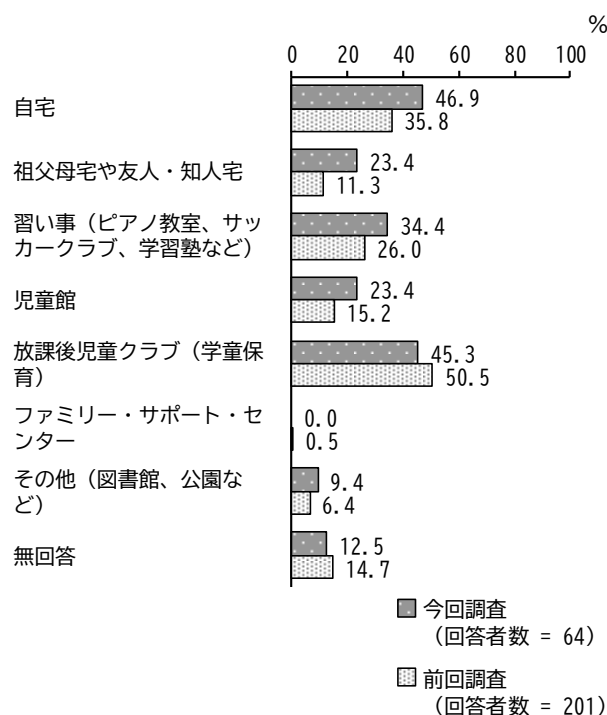
前回調査と比較すると、「学校や家庭では体験できない学習の充実」「放課後のこどもの安全・安心な居場所の確保」の割合が減少しています。



⑨ 小学校低学年の放課後を過ごさせたい場所（複数回答）（未就学児童保護者）

「自宅」の割合が46.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が45.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が34.4%となっています。

前回調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が増加しています。一方、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が減少しています。



※前回調査では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の選択肢は「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）」の選択肢は「放課後児童クラブ」、「ファミリー・サポート・センター」の選択肢は「ファミリー サポート センター」となっていました。

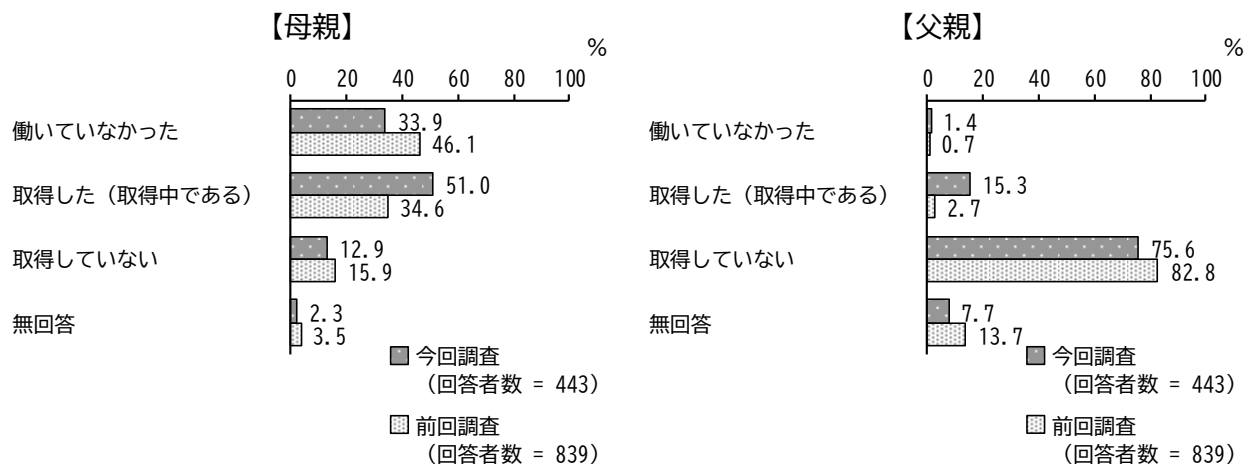
⑩ 育児休業の取得状況（単数回答）（未就学児童保護者）

母親は、「取得した（取得中である）」の割合が51.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が33.9%、「取得していない」の割合が12.9%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親は、「取得していない」の割合が75.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が15.3%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



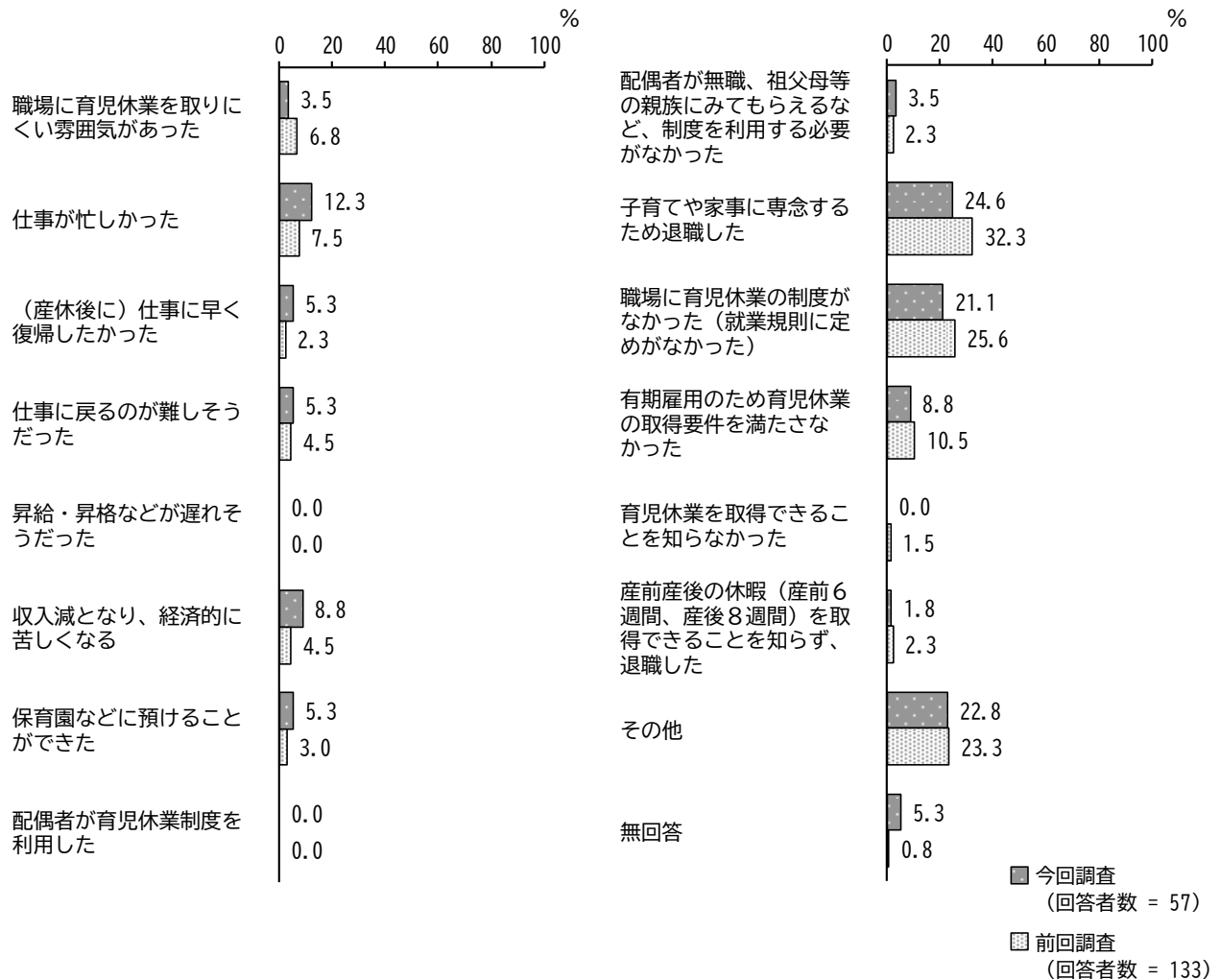
※前回調査では、「取得した（取得中である）」の選択肢は「取得した（取得中）」となっていました。

⑪ 育児休業を取得していない理由（複数回答）（未就学児童保護者）

【母親】

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が24.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が21.1%、「仕事が忙しかった」の割合が12.3%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。

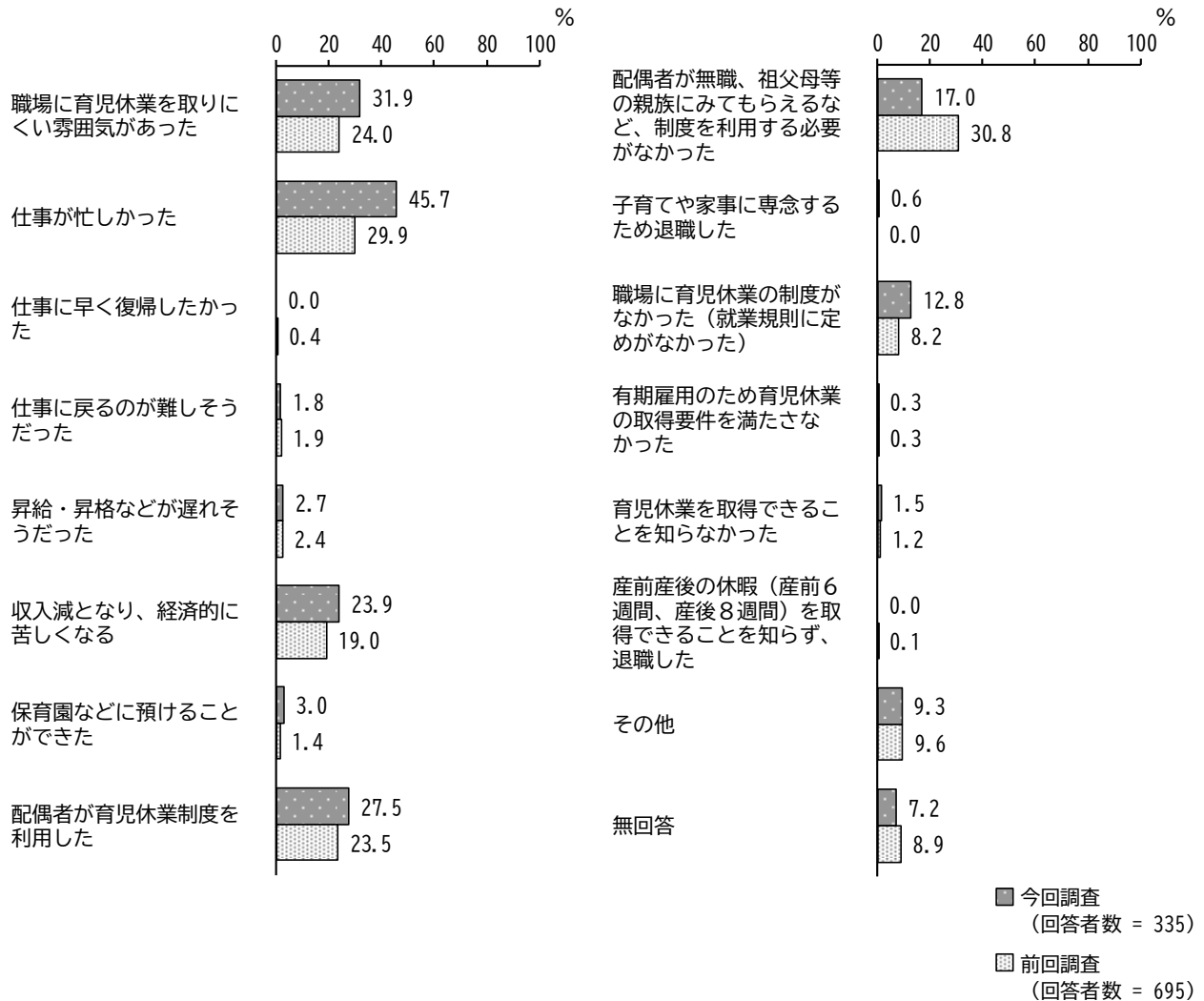


※前回調査では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の選択肢は「職場に取りにくい雰囲気があった」、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の選択肢は「仕事に早く復帰したかった」、「保育園などに預けることができた」の選択肢は「保育所（園）などに預けることができた」、「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の選択肢は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の選択肢は「職場に育児休業の制度がなかった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の選択肢は「有期雇用のため要件を満たさなかった」、「育児休業を取得できることを知らなかった」の選択肢は「知らなかった」、「産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した」の選択肢は「産休制度を知らずに退職した」となっていました。

【父親】

「仕事が忙しかった」の割合が45.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が31.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が27.5%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

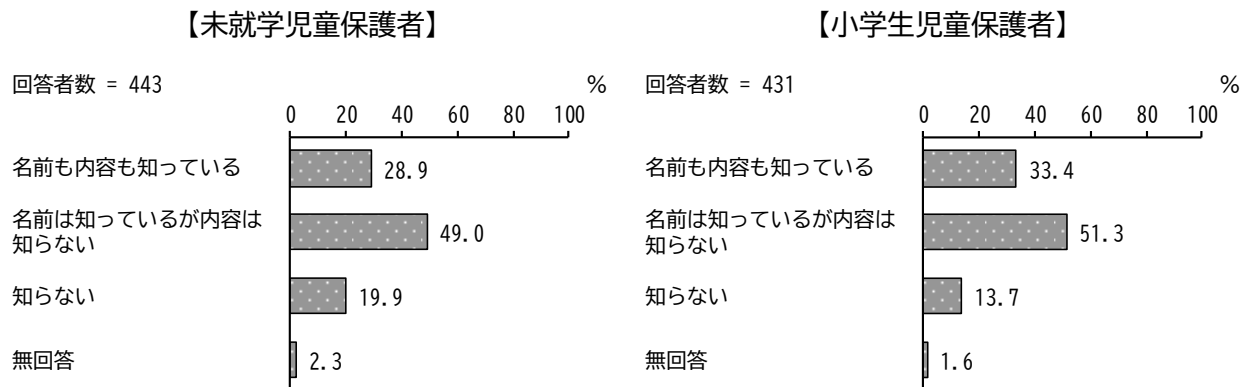


※前回調査では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の選択肢は「職場に取りにくい雰囲気があった」、「保育園などに預けることができた」の選択肢は「保育所（園）などに預けることができた」、「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の選択肢は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の選択肢は「職場に育児休業の制度がなかった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の選択肢は「有期雇用のため要件を満たさなかった」、「育児休業を取得できることを知らなかった」の選択肢は「知らなかった」、「産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した」の選択肢は「産休制度を知らずに退職した」となっていました。

⑫ こどもの権利の認知度(単数回答)

未就学児童保護者は、「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が 28.9%、「知らない」の割合が 19.9%となっています。

小学生児童保護者も、「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 51.3%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が 33.4%、「知らない」の割合が 13.7%となっています。

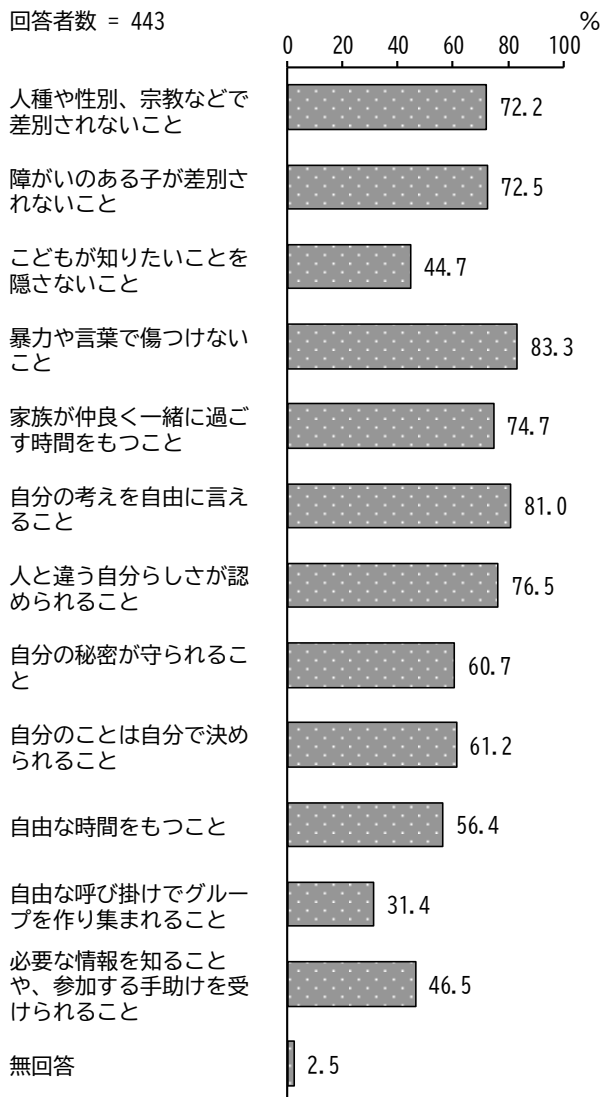


⑬ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

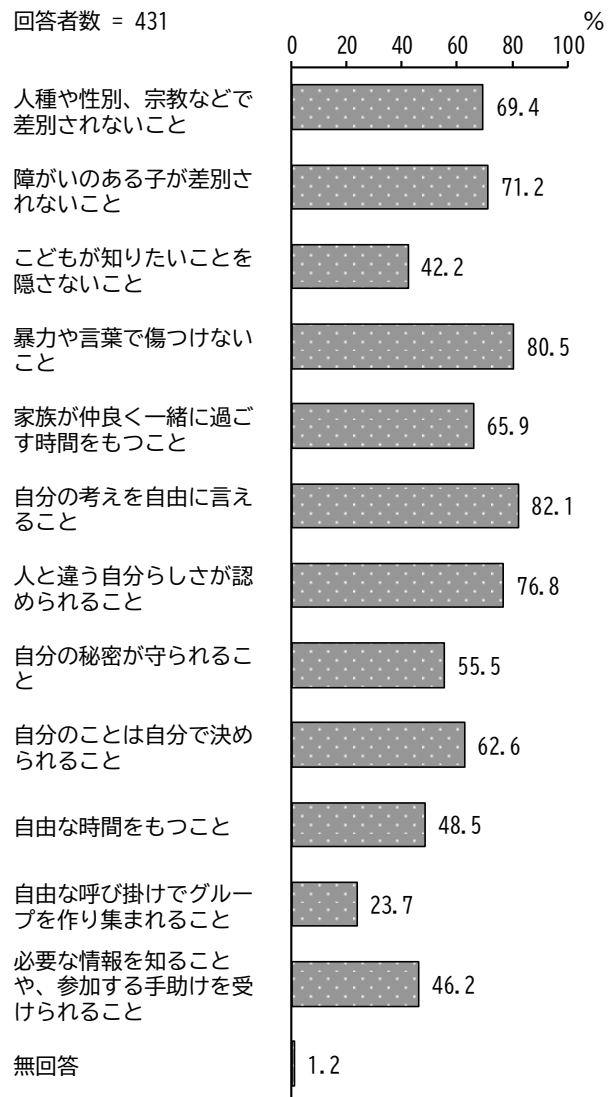
未就学児童保護者は、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 83.3%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 81.0%、「人と違う自分らしさが認められること」の割合が 76.5%となっています。

小学生児童保護者は、「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.1%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 80.5%、「人と違う自分らしさが認められること」の割合が 76.8%となっています。

【未就学児童保護者】



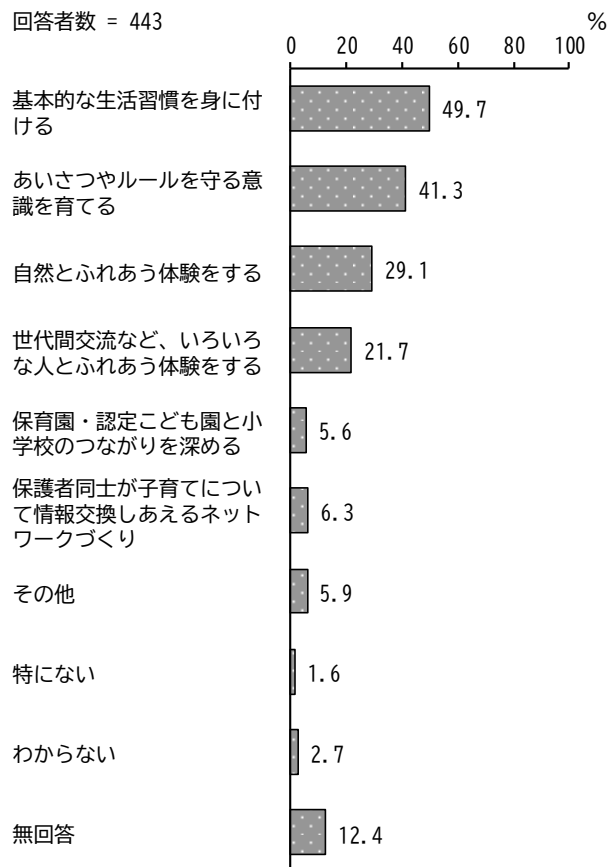
【小学生児童保護者】



⑭ 北杜市の保育園・認定こども園の保育内容の充実のため必要な取組
(あてはまるもの2つ)(未就学児童保護者)

「基本的な生活習慣を身に付ける」の割合が49.7%と最も高く、次いで「あいさつやルールを守る意識を育てる」の割合が41.3%、「自然とふれあう体験をする」の割合が29.1%となっています。

回答者数 = 443



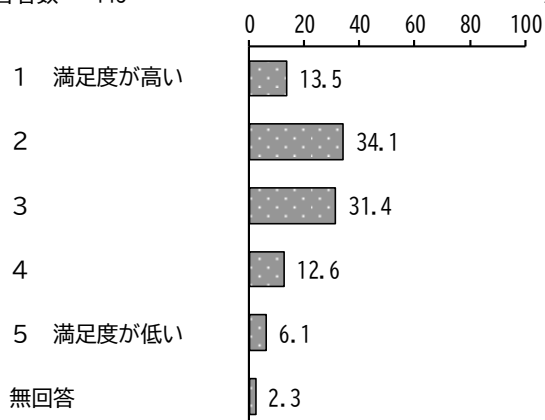
⑮ 市の子育て環境や支援に対する満足度(単数回答)

未就学児童保護者は、「2」の割合が34.1%と最も高く、次いで「3」の割合が31.4%、「1 満足度が高い」の割合が13.5%となっています。

小学生児童保護者は、「3」の割合が37.1%と最も高く、次いで「2」の割合が35.3%、「4」の割合が13.9%となっています。

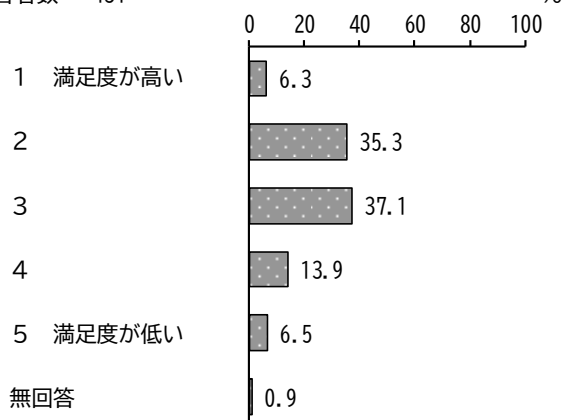
【未就学児童保護者】

回答者数 = 443



【小学生児童保護者】

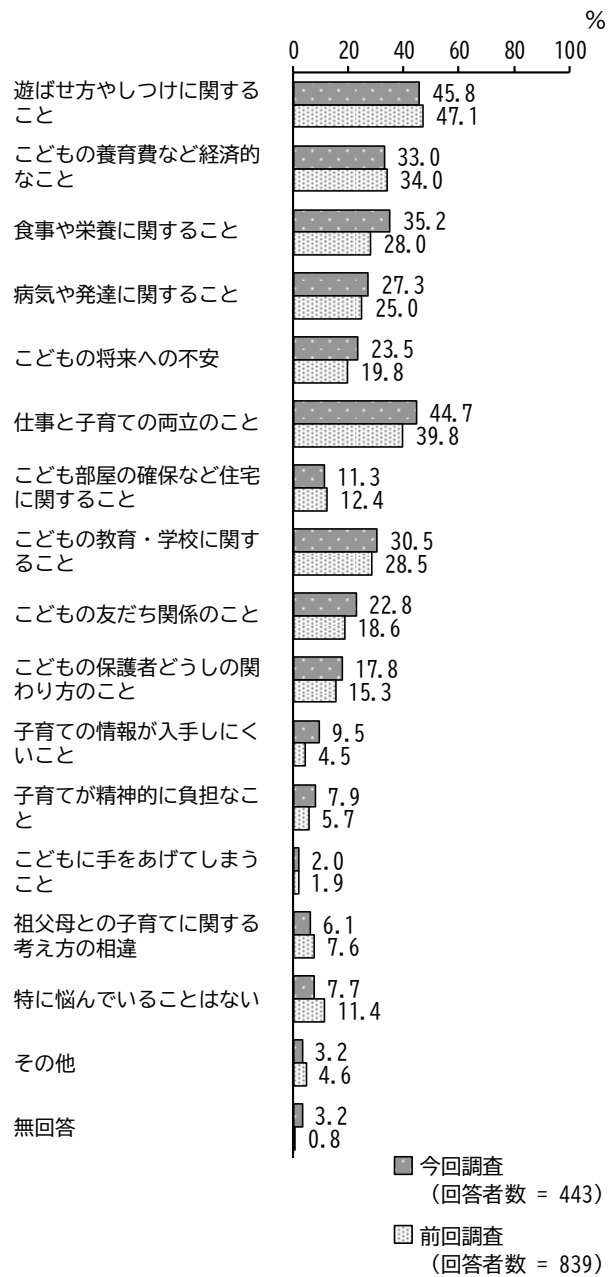
回答者数 = 431



⑩ 子育てに関して、悩んでいること（複数回答）（未就学児童保護者）

「遊ばせ方やしつけに関すること」の割合が45.8%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立のこと」の割合が44.7%、「食事や栄養に関すること」の割合が35.2%となっています。

前回調査と比較すると、「食事や栄養に関すること」の割合が増加しています。



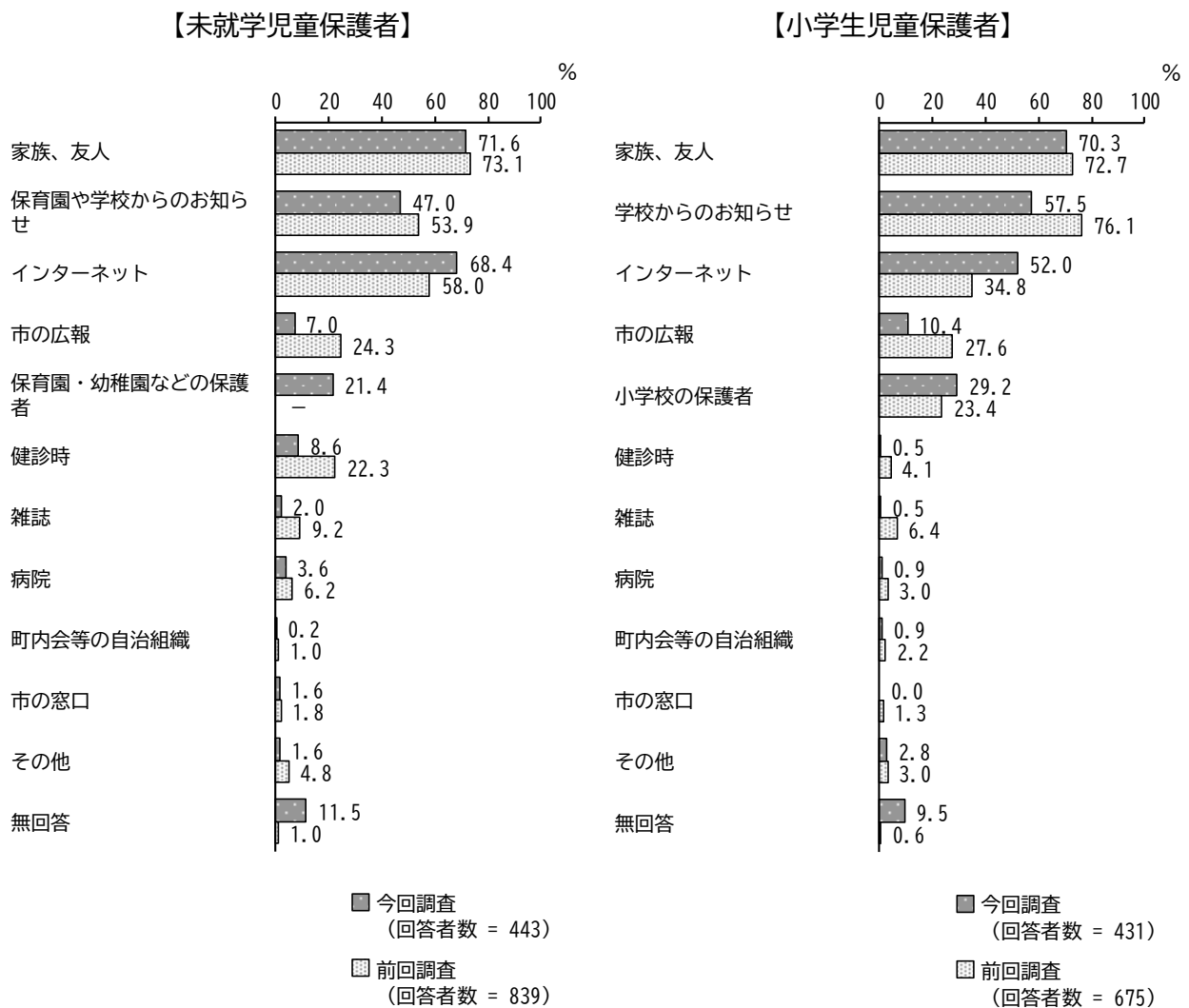
⑰ 子育てに関する情報の入手先（あてはまるもの3つ）

未就学児童保護者は、「家族、友人」の割合が71.6%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が68.4%、「保育園や学校からのお知らせ」の割合が47.0%となっています。

前回調査と比較すると、「インターネット」の割合が増加しています。一方、「保育園や学校からのお知らせ」「市の広報」「健診時」「雑誌」の割合が減少しています。

小学生児童保護者は、「家族、友人」の割合が70.3%と最も高く、次いで「学校からのお知らせ」の割合が57.5%、「インターネット」の割合が52.0%となっています。

前回調査と比較すると、「インターネット」「小学校の保護者」の割合が増加しています。一方、「学校からのお知らせ」「市の広報」「雑誌」の割合が減少しています。



※未就学児童保護者の前回調査では、「保育園・幼稚園などの保護者」の選択肢はありませんでした。

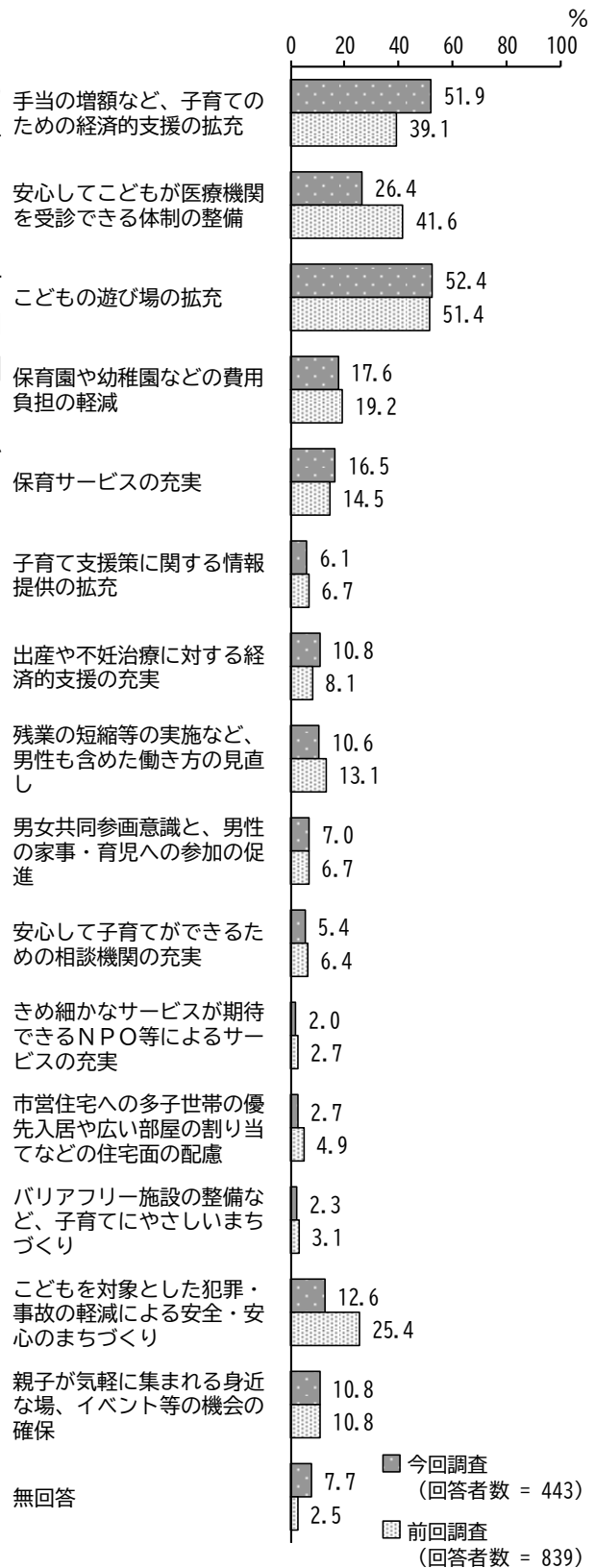
※未就学児童保護者の前回調査では、「保育園や学校からのお知らせ」の選択肢は「保育園又は学校からのお知らせ」となっていました。

⑱ 子育て支援の充実を図ってほしいと期待していること
(あてはまるもの3つ)

【未就学児童保護者】

「こどもの遊び場の拡充」の割合が52.4%と最も高く、次いで「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」の割合が51.9%、「安心してこどもが医療機関を受診できる体制の整備」の割合が26.4%となっています。

前回調査と比較すると、「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」の割合が増加しています。一方、「安心してこどもが医療機関を受診できる体制の整備」「こどもを対象とした犯罪・事故の軽減による安全・安心のまちづくり」の割合が減少しています。

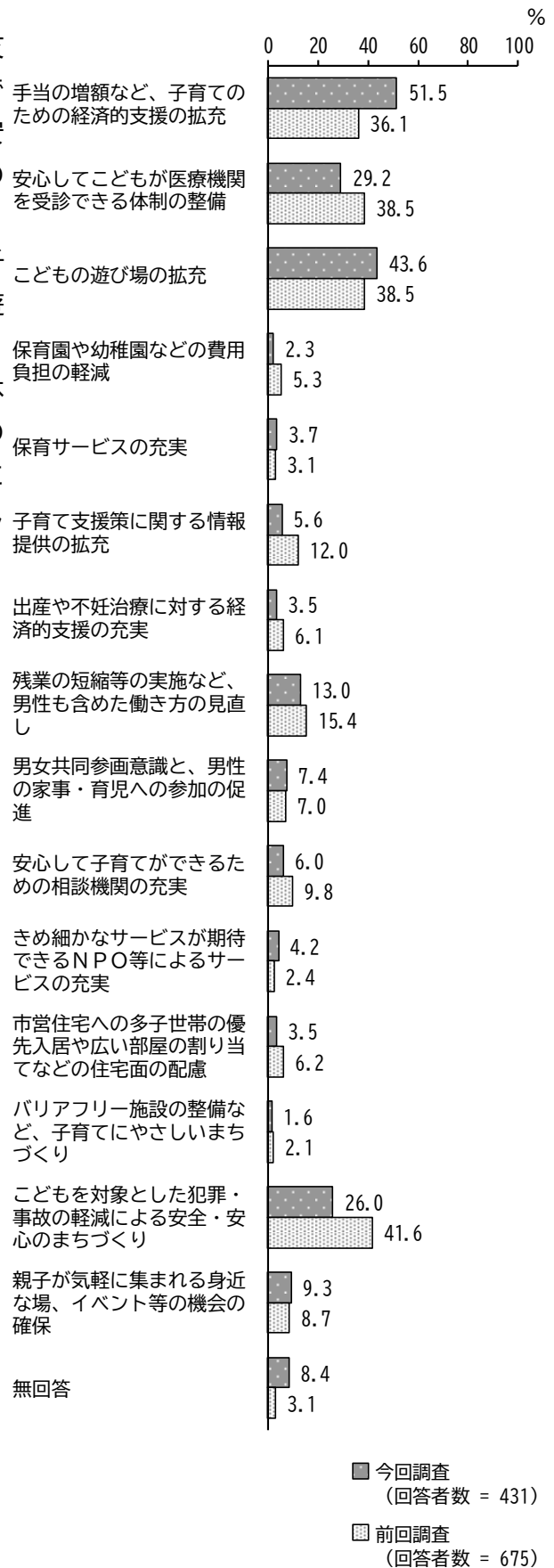


※前回調査では、「こどもの遊び場の拡充」の選択肢は「児童館や公園などこどもの遊び場の拡充」、「保育園や幼稚園などの費用負担の軽減」の選択肢は「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」となっていました。

【小学生児童保護者】

「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」の割合が51.5%と最も高く、次いで「こどもの遊び場の拡充」の割合が43.6%、「安心してこどもが医療機関を受診できる体制の整備」の割合が29.2%となっています。

前回調査と比較すると、「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」「こどもの遊び場の拡充」の割合が増加しています。一方、「安心してこどもが医療機関を受診できる体制の整備」「子育て支援策に関する情報提供の拡充」「こどもを対象とした犯罪・事故の軽減による安全・安心のまちづくり」の割合が減少しています。



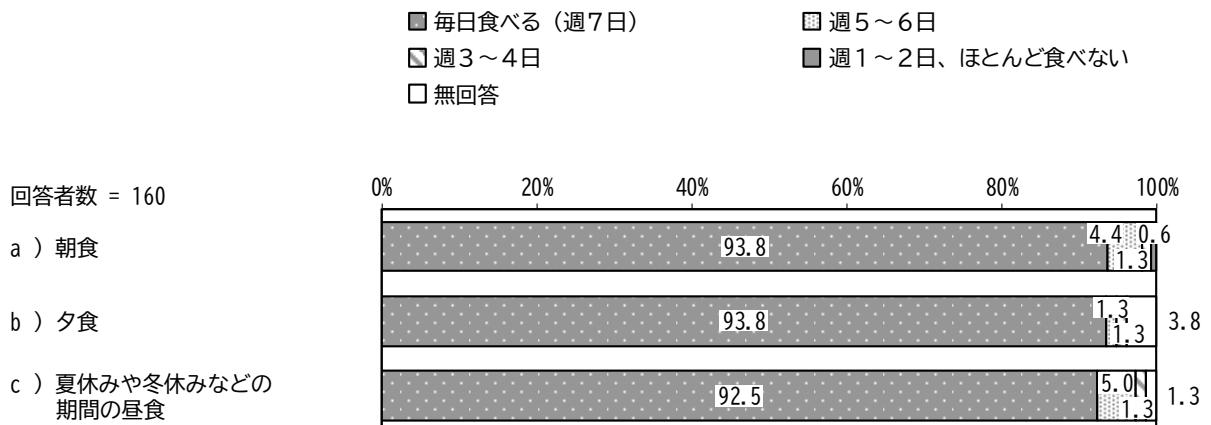
※前回調査では、「こどもの遊び場の拡充」の選択肢は「児童館や公園などこどもの遊び場の拡充」となっていました。

(3) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査結果（小学5年生・中学2年生）

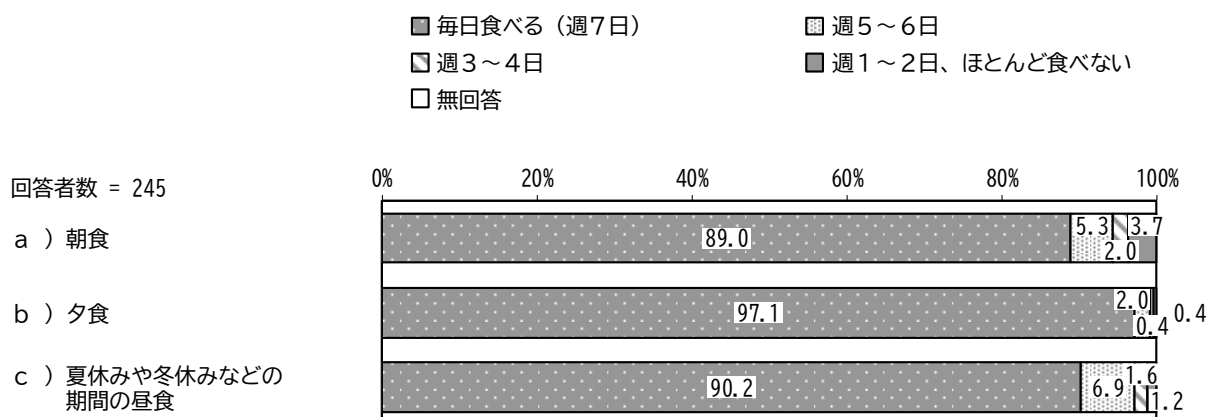
① 食事の頻度（単数回答）

小学5年生は、全ての項目で「毎日食べる（週7日）」の割合が高くなっています。
 中学2年生も、全ての項目で「毎日食べる（週7日）」の割合が高くなっています。

【小学5年生】



【中学2年生】

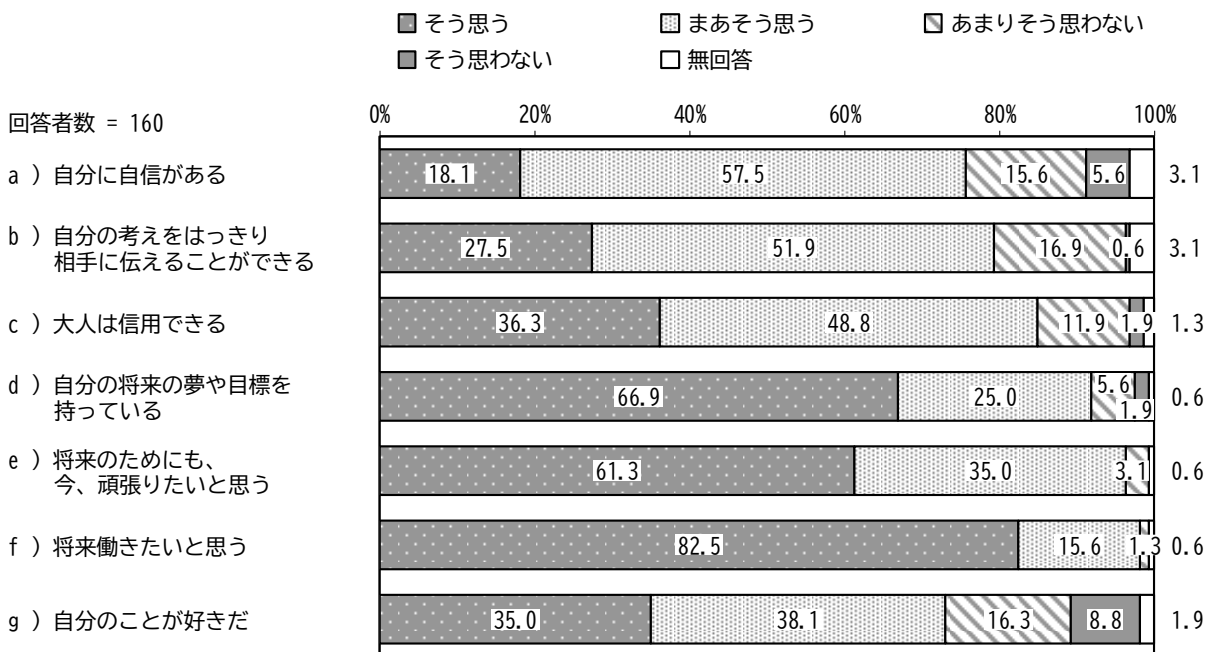


② 「自分のことが好きだ」と感じているか（単数回答）

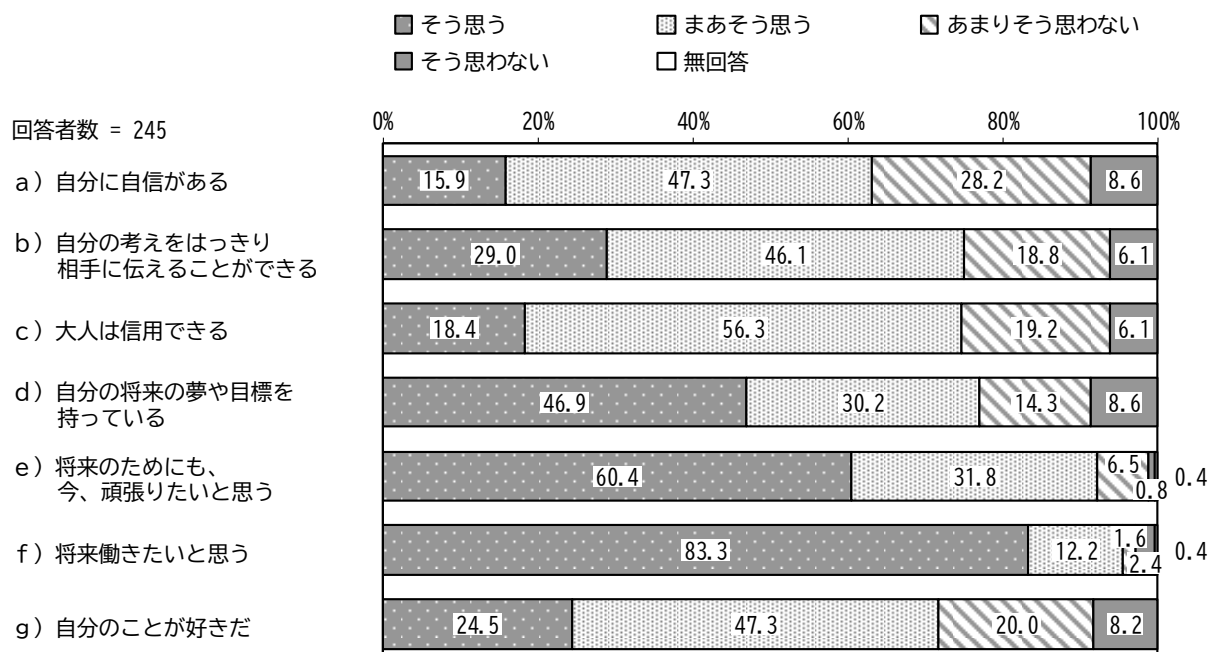
小学5年生は、『自分のことが好きだ』という項目について、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合が73.1%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が25.1%となっています。

中学2年生は、『自分のことが好きだ』という項目について、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合が71.8%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が28.2%となっています。

【小学5年生】



【中学2年生】

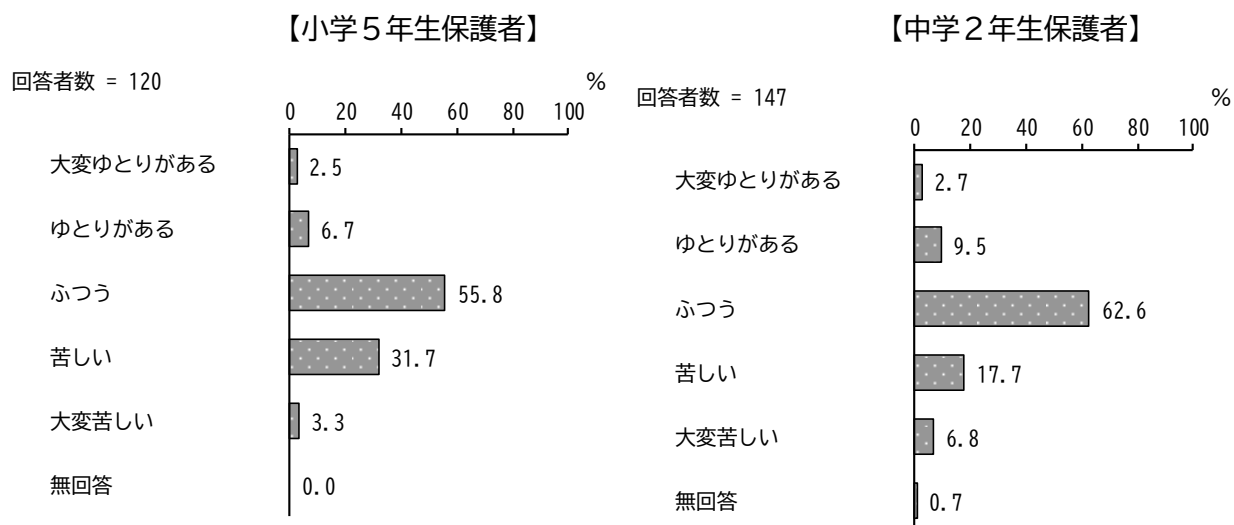


(4) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査結果（小学5年生保護者・中学2年生保護者）

① 現在の暮らしの状況（単数回答）

小学5年生保護者では、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が35.0%となっています。

中学2年生保護者では、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が24.5%となっています。



【生活困窮度・家族構成別（中学2年生保護者）】

生活困窮度別にみると、中央値の1／2未満で「苦しい」の割合が高くなっています。

家族構成別にみると、ひとり親世帯で「苦しい」の割合が高くなっています。

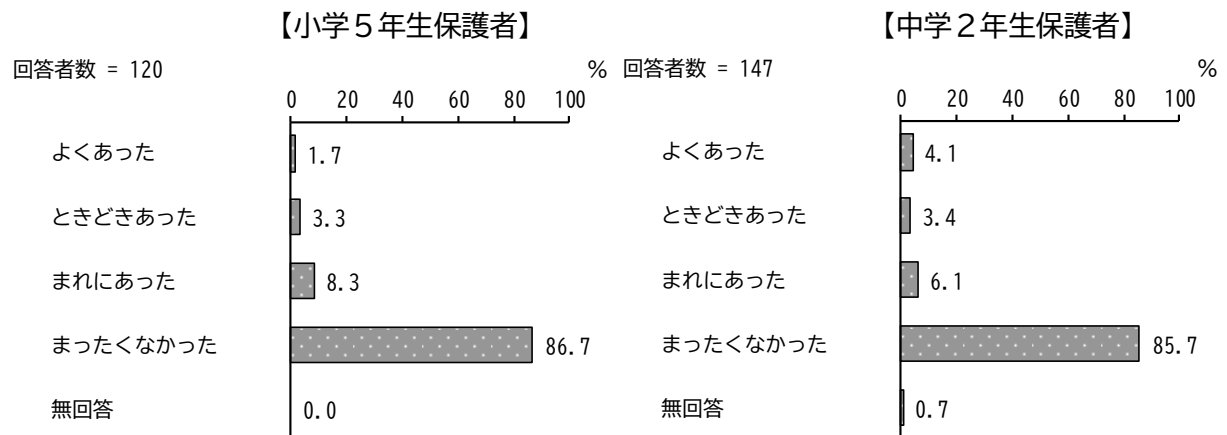
単位：％

区分		回答者数（件）	大変ゆとりがある	ゆとりがある	ふつう	苦しい	大変苦しい	無回答
全 体		147	2.7	9.5	62.6	17.7	6.8	0.7
生活困窮度	中央値の1／2未満	14	—	—	28.6	57.1	14.3	—
	中央値の1／2以上中央値未満	29	—	—	51.7	27.6	20.7	—
	中央値以上	99	4.0	13.1	70.7	10.1	2.0	—
家族構成	ふたり親世帯	133	2.3	9.8	65.4	15.8	6.8	—
	ひとり親世帯	11	—	9.1	36.4	36.4	9.1	9.1
	その他（不明など）	3	33.3	—	33.3	33.3	—	—

② 過去1年の、家族が必要とする食料が買えない経験の有無（単数回答）

小学5年生保護者では、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた割合が13.3%となっています。

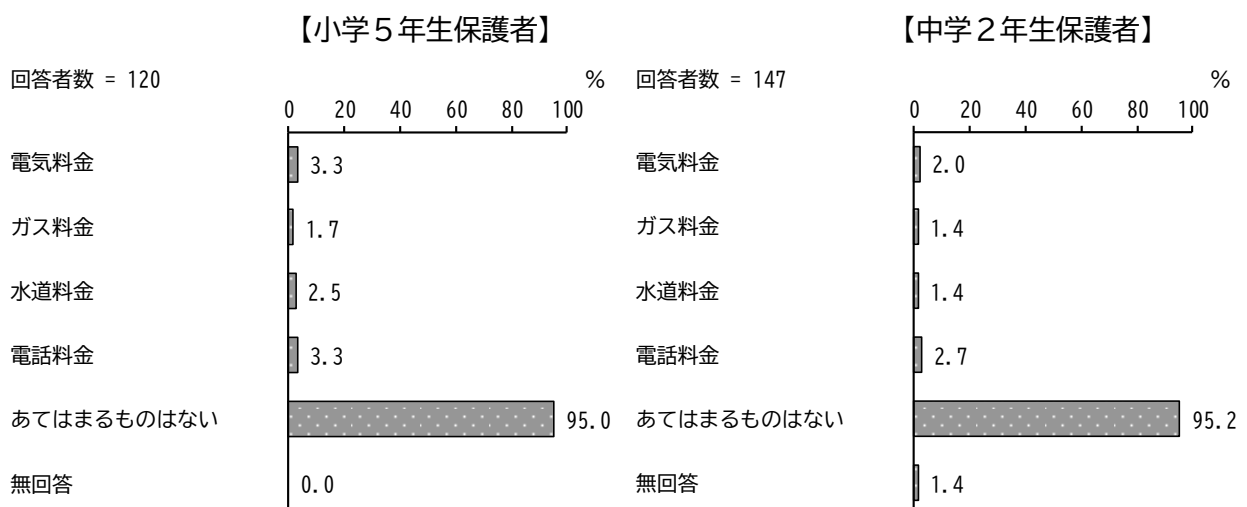
中学2年生保護者では、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた割合が13.6%となっています。



③ 過去1年の、公共料金の支払いができなかった経験の有無（複数回答）

小学5年生保護者では、「電気料金」、「電話料金」が3.3%となっています。

中学2年生保護者では、「電話料金」が2.7%、「電気料金」が2.0%となっています。

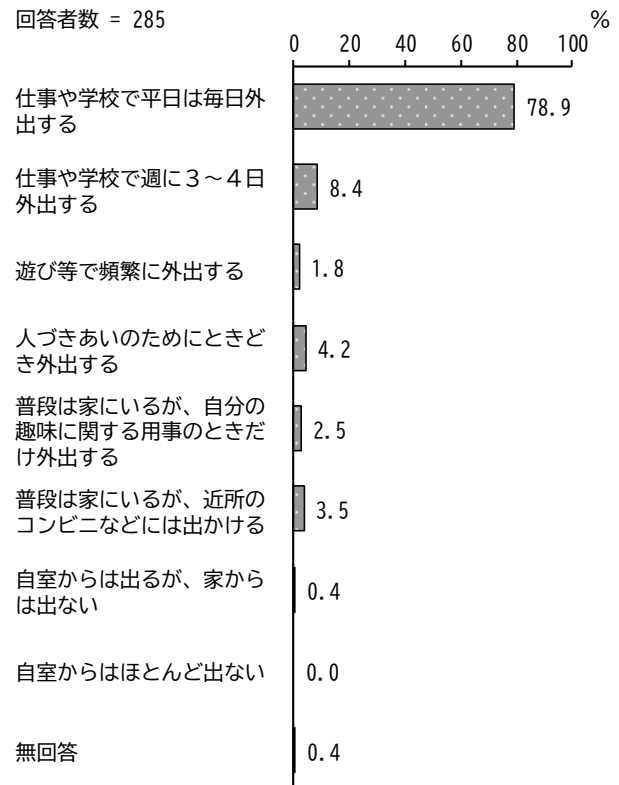


(5) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査結果（若者）

① 普段の外出頻度（単数回答）

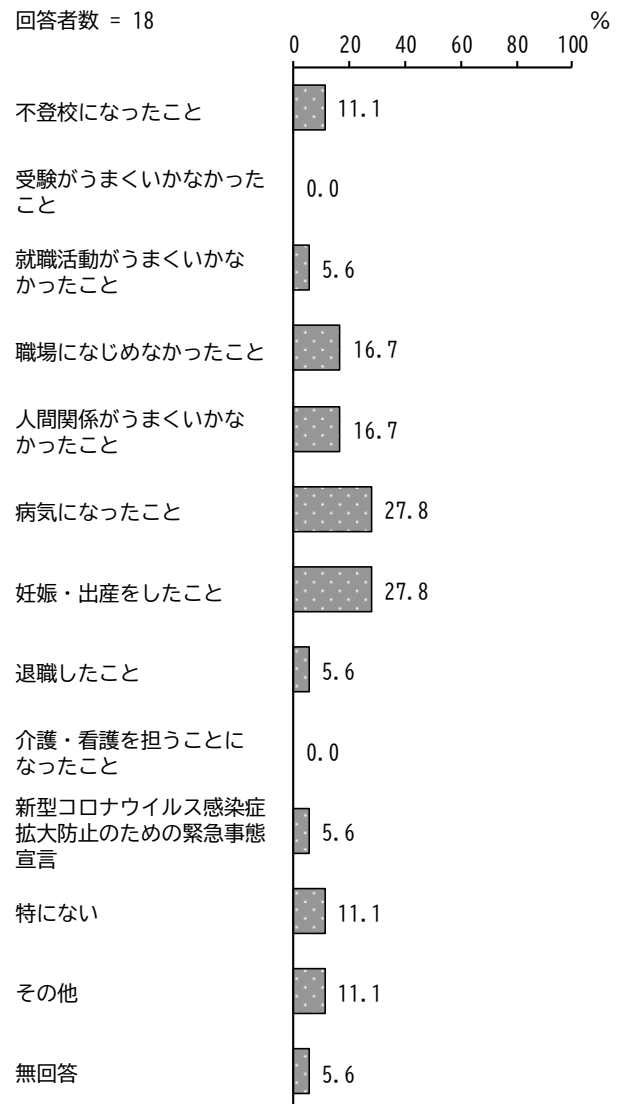
「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が78.9%と最も高くなっています。

回答者数 = 285



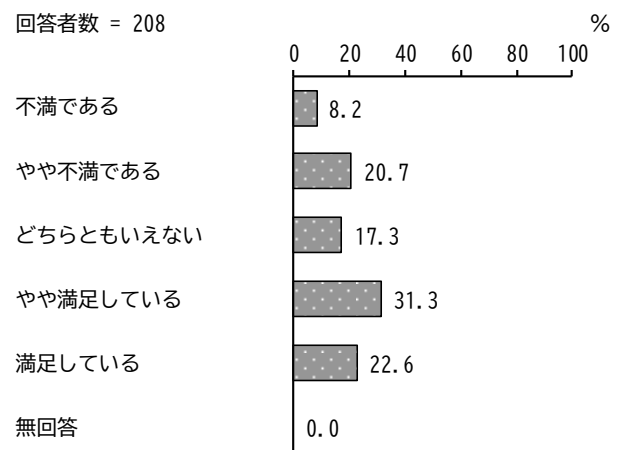
② 外出をしなくなった理由（複数回答）

「病気になったこと」、「妊娠・出産をしたこと」の割合が27.8%と最も高く、次いで「職場になじめなかったこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」の割合が16.7%となっています。



③ 現在の仕事の満足度（単数回答）

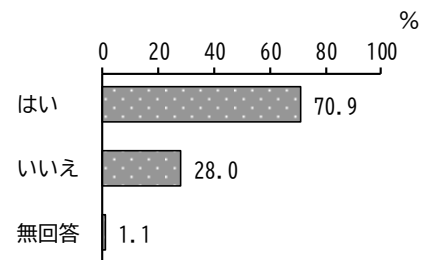
「やや満足している」の割合が31.3%と最も高く、次いで「満足している」の割合が22.6%、「やや不満である」の割合が20.7%となっています。



④ 結婚願望の有無（単数回答）

「はい」の割合が70.9%、「いいえ」の割合が28.0%となっています。

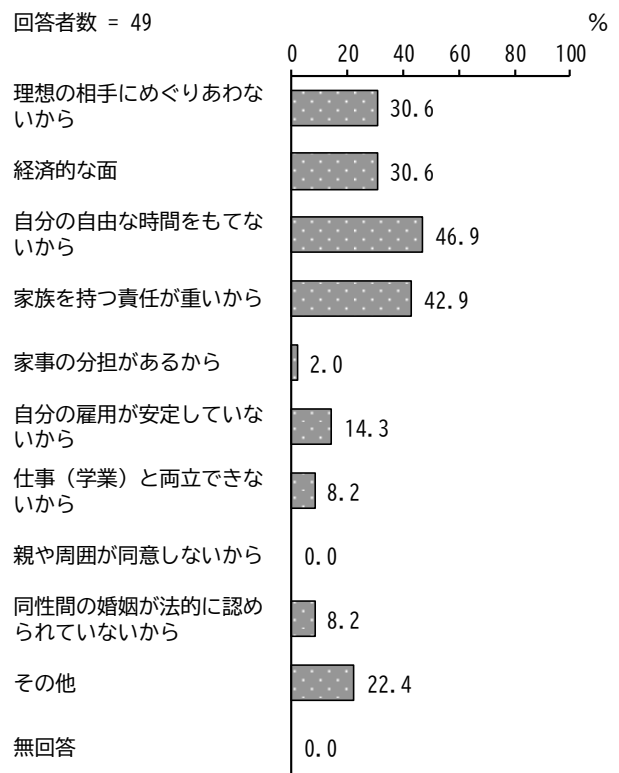
回答者数 = 175



⑤ 結婚したくない理由（複数回答）

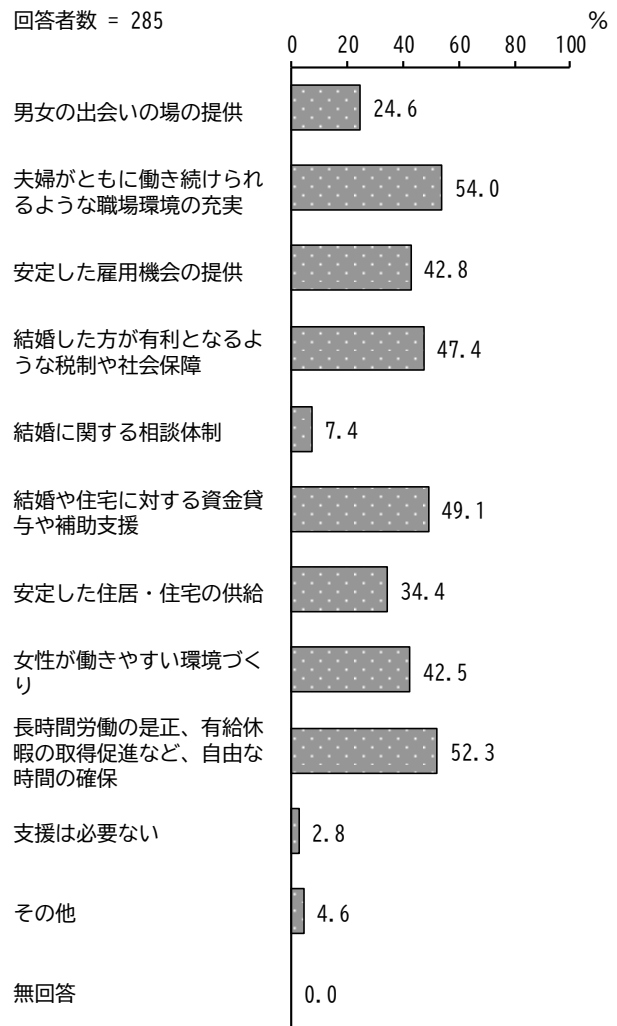
「自分の自由な時間をもてないから」の割合が46.9%と最も高く、次いで「家族を持つ責任が重いから」の割合が42.9%、「理想の相手にめぐりあわないから」、「経済的な面」の割合が30.6%となっています。

回答者数 = 49



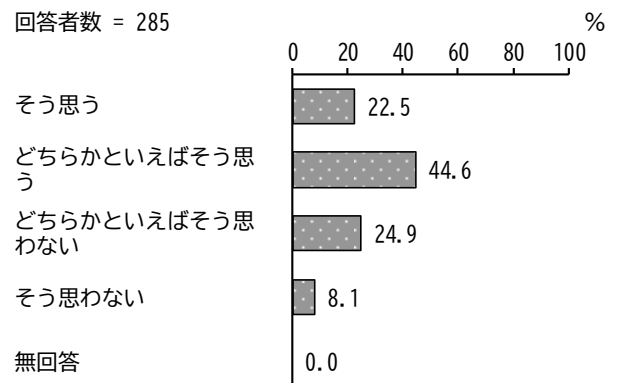
⑥ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくる効果的な支援（複数回答）

「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」の割合が54.0%と最も高く、次いで「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が52.3%、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が49.1%となっています。



⑦ 自分の将来に明るい希望を持っているか（単数回答）

「どちらかといえばそう思う」の割合が44.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」の割合が24.9%、「そう思う」の割合が22.5%となっています。



4 ヒアリングからみる北杜市の現状

(1) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するヒアリング概要（中学生・高校生）

① 調査の目的

こども・若者から、広い考えや意見を聞きとり、計画に反映させるため、北杜市内の中学校・高等学校の生徒を対象としてヒアリングを実施しました。

② 調査対象

番号	実施日	調査対象	人数
1	令和6年7月 3日（水） ～令和6年7月 17日（水）	北杜市立明野中学校	4名
2		北杜市立小淵沢中学校	7名
3		北杜市立武川中学校	5名
4		北杜市立甲陵中学校	3名
5		北杜市立甲陵高等学校	6名

③ 主な調査結果（中学生・高校生）

○今好きなこと

- ・友人との交流（運動、音楽、おしゃべり、ゲーム、SNSなど）
部活動、テニス、サッカー、バレーボール、ダンス、剣道、バスケットボール
友達とのおしゃべり、カラオケ、ゲーム、運動
- ・ひとりの時間を大切にすること
音楽を聴く、深夜ラジオ、ボルダリング、自転車、手芸、ネット、勉強、筋トレ
楽器演奏、家でのおんびり、投資、絵を描く、推しごと、寝る

○自分がやってみたいこと、将来の夢

- ・自分の好きなことを将来の仕事に生かしていきたい。
職業：イラストレーター、ディズニーキャスト、管理栄養士、建築士、プロスポーツ選手、バーチャル YouTuber、保育士、災害救助犬の飼育員、脳外科医、研究者、旅行先で出会った素敵なホテルスタッフ、キッチンカーでパフェ販売
行動：旅行、日本一周、世界各国に行く、世界で活躍、留学、動物の世話、吹奏楽、SNS 発信、ミュージカルや演劇、都会で一人暮らし、田舎でスマート農業、忍者屋敷のようなマイホーム、ダンス、選挙に行く
- ・大きな目標に向かい見聞を広めたい。
何かを作り上げる仕事、いろいろな所に行く仕事、世界の文化に触れる仕事

○こどもたちにとって住みやすいまち

- ・安全で犯罪のないまち
- ・自然が豊かで環境に配慮されたまち
- ・交通の便が良いまち
- ・医療機関が充実しているまち
- ・公園があるまち
- ・遊ぶ場所があるまち
- ・習い事ができるまち
- ・こどもが多いまち
- ・こどもが自由に活動できる施設（学校や公園、図書館や学習スペースなど）が整備されたまち
- ・学校や家、駅の近くに、こども同士や地域の人が集い交流できる場所（公園や児童館、カフェやファミリーレストランなど）があるまち
- ・自然を感じたり、物事を深く考えたり、探求心を身に付けられるまち
- ・一人一人が意見を言い、お互いを尊重できるまち

○北杜市に求める施設や場所

- ・映画館やショッピングモール、スポーツ施設、空港、フリースペース
- ・勉強・遊び・運動ができる屋内スペース
- ・学校帰りに立ち寄れる飲食店
- ・友達と一緒にでも、一人でも利用できるこどもだけの空間・落ち着ける場所
- ・こどもが一人で買い物に行ける距離のコンビニやスーパー、本屋や趣味の店
- ・こどもが気軽に使える学習スペース
- ・こどもの活動を支援する場所

○北杜市に求めるサービスや取組

- ・駅から学校までの直通バス
- ・市内の古民家を、市外の人に活用してもらうための情報提供
- ・北杜市の川にしかない魚を集めた水族館
- ・北杜市の自然の魅力をこどもたちに体験させるための取組
- ・自然体験プログラムや作品制作の機会を設けること
- ・北杜市の魅力を発信するためのSNSの活用
- ・各分野で活躍する人の講演を聞くだけでなく、一緒に体験できるプログラム

(2) 北杜市こども計画・北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に関するヒアリング概要（子育て支援施設）

① 調査の目的

こども・若者及び子育て当事者の状況や、必要な支援を把握することを目的として、子育て支援施設関係者へのヒアリングを実施しました。

② 調査対象

番号	実施日	調査対象
1	令和6年7月 8日（月） ～令和6年7月 19日（金）	ニコニコスマイルルーム（須玉）
2		こあらルーム（白州）
3		つくしんぼルーム（長坂）
4		はっぴいたんたん（高根）
5		ひよこルーム（長坂）
6		たんぽぽルーム（武川）
7		ひまわりルーム（小淵沢）
8		教育支援センターエール
9		明野児童館
10		須玉児童館
11		大泉児童館
12		武川児童館
13		明野放課後児童クラブ
14		須玉放課後児童クラブ
15		高根東（低）放課後児童クラブ
16		高根東（高）放課後児童クラブ
17		高根西（低）放課後児童クラブ
18		高根西（高）放課後児童クラブ
19		清里放課後児童クラブ
20		長坂東放課後児童クラブ
21		長坂西放課後児童クラブ
22		大泉東放課後児童クラブ
23		大泉西放課後児童クラブ
24		小淵沢（低）放課後児童クラブ
25		小淵沢（高）放課後児童クラブ
26		白州放課後児童クラブ
27		武川放課後児童クラブ
28		こども食堂（長坂町たんぽぽ食堂）

③ 主な調査結果

(子育て支援施設)

○年齢に応じて身につけておくべき「生きる力」について大事なこと

- ① 生活面（身の回りの清潔、衣服の着脱、食事、排泄、睡眠について）
外あそび、規則正しい生活、自分の持ち物の管理や整頓、あいさつ
- ② 人と関わる力について
こども同士で解決する力。自分の思いを伝える力。コミュニケーションをとる力。
我慢する、順番を守る、仲間と譲り合うなど、人に対する優しさや思いやる気持ち。

○「学ぶ力」をつけるために、大事なこと

親子でゆっくりかかわる時間。家族以外の人とのかかわりや刺激。約束事やルールを守ること。居場所を作ること。大人との信頼感を築くこと。学ぶことを楽しいと思う気持ち。何でも学びになるということを知ること。興味、関心を示した事に積極的に取り組ませること。こどもが自分のことを話す時間をたくさん作ること。

○こどもがライフステージの変化に適応し、新生活を始めるために必要だと思うこと

こどもが抱える問題や悩みを聞き、適切なサポートをすること。進級、進学しても、途切れることのない人との関わり。自ら目標を立て、肯定的な発想が生まれるような言葉掛け。

○「家庭の教育力」を高めるために重要なこと

家族と過ごす時間を楽しく、大切な時間とすること。こどもが上手いかなかった時に、責めず、一緒に考える姿勢。家庭でできる教育の正しい理解。学校教育と、家庭教育それぞれの尊重。情報に流されず、偏った価値観ではなく広い視野で物事をとらえること。

○「地域の教育力」を高めるために重要なこと

地域の行事への参加や、あいさつなどのコミュニケーション。こどもと多世代の関わり。地域、家庭、学校、行政の連携と情報共有。地域での見守り、声かけ、困った時に悩みを気軽に相談できる場や相手が地域に在ること。家でも学校でもない、第3の居場所があること。一人一人のこどもの存在を大切に思うこと。

○こども・若者の家庭環境や健やかな育ちに必要なこと

ひとり親への支援。父親の育児・家事参加。様々な困難を抱えている家庭へのアプローチと保護者との良好なコミュニケーションや支援。こどもが安心して過ごせる場所づくりと情報共有。人任せの子育てや子育て離れを助長しない子育て支援。親子と一緒に過ごす時間を増やす支援。乳幼児期、学童期、思春期のいつでも、こどもが必要とするときに取ることのできる育児休暇。困っているときに相談できる窓口の確保と周知。

5 次期計画に向けた課題

第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画の評価について、関係各課にヒアリングを行いました。現行計画の振り返りやアンケート結果から、次期計画に向けて以下のとおり、課題を整理しました。

(1) 母子保健・医療体制ネットワークについての課題

- ママパパ学級の参加促進や安心してこどもを産むことができる体制づくりが必要です。産後ケアや若年妊婦への支援、不妊症や出生前検査に関する知識普及も求められています。
- こどもの発育・発達状態の確認と疾病の予防・早期発見が重要です。食事や栄養に関する悩みの割合が増加しており、それに対応するための相談・指導が必要です。
- 出産後の家庭訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて不安を軽減するため、保護者のニーズに対応する支援者のスキルアップが必要です。
- 小児救急医療体制の整備が求められています。また、休日・夜間の医療サービスの充実も必要です。
- 望ましい食習慣を定着させるため、家庭、学校、地域が連携して食育に取り組むことが重要です。学校給食の「地産地消率」を高めるための生産者との連携や情報共有が求められています。

(2) 保育・子育て支援サービスについての課題

- 市の保育園・認定こども園の保育内容の充実のために必要な取組について、保護者アンケートでは「基本的な生活習慣を身に付ける」「あいさつやルールを守る意識を育てる」などの意見が多く、幼児教育・保育の質の向上が求められています。
- 防災や防犯などの安全面に配慮した施設整備を計画的に進め、保育ニーズに対応できるよう人材の確保・育成、保育園間の交流・情報共有が必要です。今後の利用希望については、認定こども園の割合が増加しており、柔軟な保育サービスの充実が求められます。
- 地域子育て支援拠点事業の利用状況が、2割程度となっていることから、親子が集まって過ごす場、相談をする場の確保のため、周知と利用促進が必要です。
- 育児の精神的な負担を軽減するため、育児・教育についての相談窓口の充実が求められています。
- アンケートでは、子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることについて、未就学児童保護者では「こどもの遊び場の拡充」が最も多く、小学生児童保護者では「手当の増額など子育てのための経済的支援の拡充」を求める声が最も多くなりました。

(3) 生きる力を育む教育についての課題

- 中高生へのヒアリングでは、「北杜市に求める取組」として、「北杜市の自然の魅力をこどもたちに体験させるための取組」が挙げられました。自然を通じて環境を大切に作る心や、芸術・文化に触れて地域を大切に作る心を育むため、自然や文化に触れる機会を増やし、地域とのつながりを深めることが必要です。
- こどもたちが地域社会と関わり、主体性や社会性を育む機会や場を提供するための支援者の確保が必要です。
- アンケート調査で、「自分のことが好きだ」と思わない小中学生も3割程度いるため、自己肯定感を育むための機会や支援が必要です。
- 学童期・思春期から成人期に向けて、自主的に健康づくりに取り組むための健康教育や、生命の尊さへの理解を深める性教育の充実が求められます。
- こどもの体力づくりや運動能力の向上のため、継続的に体を動かす環境づくりが必要です。
- いじめ防止対策の強化では継続的な人材の確保が、教育支援センターでの不登校支援では利用者の増加により支援の質の担保が求められます。
- ICT環境整備とあわせて情報モラル教育や、ICTを利用したより良い社会を作っていく担い手の育成に向けたデジタル・シティズンシップ教育の推進も重要です。

(4) こどもの権利保障と安全の確保についての課題

- 児童虐待に関する相談は増加傾向にあるため、相談や訪問を通じた育児不安の解消、支援が必要な家庭の早期発見と対応の体制強化、関係機関の連携が重要です。
- 障がいの多様化や障がいを持つこどもの増加を踏まえ、障がい児への支援については、一人一人にあった支援の充実が求められています。
- ひとり親家庭は、こどもの養育、住居の確保、保護者の就労など、様々な課題を抱えていることから、経済的支援に加え、生活、子育て、就労支援を充実させる必要があります。
- 通学路の安全を守るため、スクールガードリーダーの確保や交通安全教育が必要です。
- 中高生へのヒアリングでは、「こどもたちにとって住みやすいまち」として、「安全で犯罪のないまち」が挙げられました。安全教育を進め、こどもや若者が自分と他者の安全を守る力を育てる必要があります。保護者への周知も重要です。

(5) 地域の特性を生かした子育ての推進と子ども・子育てにやさしい地域づくりについての課題

- 青少年の育成においては、地域住民、企業、団体、行政が連携し、青少年育成のための事業周知や支援者の確保、コーディネーターの養成などが課題です。
- 中高生へのヒアリングでは、「北杜市に求める施設や場所」として、「こどもの活動を支援する場所」が挙げられました。こどもや子育て当事者を社会全体で支える機運を醸成していく必要があります。
- 地域での子育て支え合い活動や子育てネットワークへの支援により、支援や応援を受けたこどもや保護者が、やがて地域活動への参加や地域における子育てを応援するという好循環の確立が求められます。
- 育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うため、働き方の啓発を行っていく必要があります。
- 安全で快適なまちを目指し、バリアフリー化に努めていくことが必要です。

(6) こどもの権利、少子化対策、若者への支援についての課題

- 中高生へのヒアリングでは、「こどもたちにとって住みやすいまち」として「一人一人が意見を言い、お互いを尊重できるまち」が挙げられました。こどもが適切な情報や知識を得て、自由に自分の意見を表すためにも、こども基本法とこどもの権利条約についての理解を深めるための啓発活動を行う必要があります。
- 若者の仕事に対する不満や不安を解消するため、就職活動のマッチング向上とキャリア形成支援、離職者の再就職支援が求められます。
- 結婚を希望する若者に対して、出会いの場の創出や新生活への支援が必要です。
- ひきこもりの状態にあるこども・若者や、健康や進路、仕事や人間関係に悩む若者やその家族に対する相談体制の充実が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

北杜市では、「第3次北杜市総合計画」において、将来都市像を「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」とし、地域の個性や強みを活かしながら社会変化に対応し、市民が豊かさを実感できる市を実現していきます。

また、こども大綱における、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、『こどもまんなか社会』の実現に向けた、こどもの未来を拓くまち-北杜-」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

『こどもまんなか社会』の実現に向けた、
こどもの未来を拓くまち-北杜-

2 基本的な視点

本計画では、次の3つを基本的な視点として、子育て支援施策を通じた取組を行います。

(1) こどもや子育て当事者の視点を尊重する

こどもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こどもは、多様な人格を持った個として尊重され、その権利は保障されます。

また、こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、大人は、こどもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

声を上げにくい状況にあるこどもに特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

そのため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(2) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な遊びや学び、体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、こどもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(3) 全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択の可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こどもの良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

3 基本目標

本計画における基本目標を、以下のとおり定めます。

(1) こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じた支援を行います。

妊娠期から幼児期では、産前から子育て期にかけての切れ目のない伴走型相談支援を実施することにより、母子の心身の健康を支援するとともに、親子の成長と交流の場や、質の高い幼児教育・保育サービスの提供に努めます。

学童期・思春期では、自らの「生き抜く力」を身につけるために教育環境の充実を図るほか、豊かな心と健やかな体を育むための取組や、安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

青年期においては、若者が抱える進路や人間関係などの悩みや不安に対して、寄り添いながら自立に向けた総合的な支援を行います。

(2) ライフステージに共通した取組を支援します

こどもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

こどもの貧困解消対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいや発達の特徴があるこどもなど、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関などが連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

(3) 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、ひとり親家庭への支援の充実、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実を図ります。

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 ライフステージ 〕

〔 施策の方向性 〕

『こどもまんなか社会』の実現に向けた、こどもの未来を拓くまち—北杜—

1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

妊娠前から
幼児期まで

- (1—1) 母子の健康の確保
- (1—2) 親子の成長と交流の場の支援
- (1—3) 就学前児童の教育・保育の提供
- (1—4) 多様な保育事業の提供

学童期・思春期

- (1—5) 学び・体験する機会の提供
- (1—6) 学習環境・生活環境の向上
- (1—7) こどもの居場所づくり
- (1—8) いじめ・不登校への対応

青年期

- (1—9) 次代の親へのステップ
- (1—10) 出会いや結婚の支援

2 ライフステージに共通した取組を支援します

- (2—1) こども・若者の権利の保障
- (2—2) 青少年団体への支援
- (2—3) こどもの貧困の解消・貧困の連鎖の防止
- (2—4) 障がいのあるこどもへの支援
- (2—5) 児童虐待の防止と社会的養護
- (2—6) こども・若者の心の健康づくり、自殺対策の推進
- (2—7) 防犯・交通安全に関する取組
- (2—8) 防災・防火に関する取組

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

- (3—1) 妊娠・出産・子育ての不安の軽減
- (3—2) 育児力の向上支援
- (3—3) 市民や地域による子育て支援の推進
- (3—4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3—5) ひとり親家庭の自立支援
- (3—6) 子育て情報提供の充実

5 成果指標

基本目標に対する成果を測る指標は、次のとおりです。

成果指標	現状値	現状値時点	目標値	備考
基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します				
子育てが楽しいと感じる親の割合 ※1	84.8%	令和5年度	93%	
基本目標2 ライフステージに共通した取組を支援します				
自分のことを好きだと思う児童の割合 ※2	73.1%	令和6年度	80%	対象：小学校5年生
自分のことを好きだと思う児童の割合 ※2	71.8%	令和6年度	79%	対象：中学校2年生
自分の将来に明るい希望を持っている ※3	67.1%	令和6年度	74%	対象：若者
基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します				
「子育てをする上で、気軽に相談できる人はいいますか。また、相談できる場所がありますか。」の肯定的割合 ※4	92.1%	令和6年度	100%	対象：未就学児童保護者
「子育てをする上で、気軽に相談できる人はいいますか。また、相談できる場所がありますか。」の肯定的割合 ※4	89.1%	令和6年度	98%	対象：小学生児童保護者
市の子育て環境や子育て支援事業に対する満足度 ※5	47.6%	令和6年度	57%	対象：未就学児童保護者
市の子育て環境や子育て支援事業に対する満足度 ※5	41.6%	令和6年度	50%	対象：小学生児童保護者

- ※1 3歳児健診時の「3歳児健康診査質問票」に対して「育児は楽しいと思う（「はい」と回答）」と回答した保護者の割合
- ※2 令和6年度こどもの生活実態調査の「自分のことを好きだと思う」に対して「「そう思う」または「まあそう思う」」と答えた児童の割合
- ※3 令和6年度こども・若者を取り巻く状況調査の「自分の将来に明るい希望を持っている」に対して「「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」」と答えた若者の割合
- ※4 令和6年度子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の「子育てする上で気軽に相談できる人があるまたは相談できる場所がある」に対して「「いる」または「ある」」と答えた保護者の割合
- ※5 令和6年度子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の「市の子育て環境や子育て支援事業に対する満足度」に対して「1 満足度が高い」または「2 満足度がやや高い」」と答えた保護者の割合

第4章

こども・若者施策の展開

1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

妊娠前から幼児期まで

(1—1) 母子の健康の確保

【施策の方向性】

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病予防の観点から、乳幼児健康診査などにより、妊産婦や子育て中の保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、こどもが安心して医療を受けられる体制の強化も引き続き行っていきます。

【施策の展開】

① 妊娠・出産への支援

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に専門職がワンストップで対応し、心身のケアや育児サポートなどのきめ細かい支援を行います。
- ◇ 妊産婦の状況を継続的・包括的に把握するために、母子健康手帳交付時・妊娠中・出産時の面談などの機会を活用して、状況を把握します。
- ◇ 妊産婦の支援ニーズを踏まえて、適切な関係機関や支援を紹介します。
- ◇ 生活指導や栄養指導、精神面のケア、マタニティカフェ（両親学級）での親同士の交流促進など、産前産後の支援を行います。

② 乳幼児と保護者への支援

- ◇ 育児に関する不安の軽減や保護者の孤立化を防ぐため、乳児のいる家庭を訪問し、産婦の状況や乳児の発育・発達状況の把握や、子育て支援に関する情報提供、育児への助言・指導を行います。
- ◇ 子育て中の親子や妊婦などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整え、育児相談や情報提供を行います。

- ◇ こどもの発達や育児に不安がある保護者について、こどもの特性を理解することで、一人一人の個性に合わせて子育てできるよう支援します。

③ 医療の支援

- ◇ 妊婦健康診査や検査のほか、産婦健康診査・乳児健康診査に係る費用について助成します。
- ◇ 保護者の経済的負担を軽減するため、子ども医療費を助成します。
- ◇ 安心して医療が受けられる体制づくりのため、救急医療体制を維持していきます。
- ◇ 乳幼児の異常の早期発見・早期治療（療育）につなげるとともに、発達段階に応じた育児、栄養管理がなされるよう、乳幼児健康診査を実施し、医師、保健師、栄養士、公認心理師、歯科衛生士など専門職による診察や相談を行います。

（１－２）親子の成長と交流の場の支援

【施策の方向性】

子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点において、親子が集まるきっかけとなるイベントや講座を開催することで、保護者同士の交流や育児不安の軽減を図ります。

【施策の展開】

- ◇ 地域子育て支援拠点において、こどもとその保護者を対象に、子育てアドバイザーによる育児相談や情報提供、子育てに関する講習会やイベント等を行います。
- ◇ 全天候に対応した交流施設の設置を検討し、こどもとその保護者が気軽に集い、交流ができる拠点づくりを進めます。
- ◇ 親子一緒に図書館利用のきっかけとなる、おはなし会などを開催し、こどもの読書習慣の形成を図るとともに、保護者同士の交流の場をつくれます。

(1—3) 就学前児童の教育・保育の提供

【施策の方向性】

教育・保育施設に通う全てのこどもが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるように努めます。また、利用者の視点に立った幼児教育・保育サービス、心理相談などを実施し、就学に向けた準備を支援します。

【施策の展開】

- ◇ 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育園、認定こども園、幼稚園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- ◇ 給食を無償提供することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- ◇ 安全で快適な保育環境を整えるため、北杜市立保育園整備計画に基づき計画的に整備を行います。
- ◇ 5歳児とその保護者を対象に、就学に向けた準備ができるよう、保健師、栄養士、公認心理士、保育士、教育委員会などが情報共有しながら、問診、歯科検診、集団あそび、食育や就学準備に関する講話、心理相談などを行います。就学に向け、教育・保育施設や学校など関係機関との連携を強化します。

(1—4) 多様な保育事業の提供

【現状と方向性】

多様な保育ニーズに応えることができるよう人材の確保・育成や保育園間の交流・情報共有を図るなど、こどもにとって適切な保育環境の充実を推進します。

在宅で保育を行う家庭を含む全ての子育て家庭に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分に踏まえ、地域における子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減を図ります。

今後も、子育て家庭の多様なニーズを把握し対応できるよう、事業内容の拡充を検討するとともに、円滑な運営に努めます。

【施策の展開】

- ◇ 全ての子育て家庭に対しての支援を強化するため、現行の幼児教育・保育に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度の導入について検討します。
- ◇ こどもが病気や怪我の際、仕事などにより保育が困難な家庭に代わり、専属の保育士などが保育を行う病児・病後児保育を行います。

学童期・思春期

(1—5) 学び・体験する機会の提供

【施策の方向性】

こどもが主体性や社会性、自己肯定感を育むために、地域や他国の人々との交流機会を創出し、体力づくりやスポーツ活動の推進、アスリートとの交流などを行います。また、自然や芸術を通じて環境や地域を大切にする心を育み、地域の大人との交流を通じて自己認識を深めるため、多様な体験や学びの機会を提供します。

【施策の展開】

- ◇ 環境に関する知識を身につけ、環境に配慮した自主的な行動をとることができるよう、体験による環境学習プログラムや講座などを開催します。
- ◇ 歴史や文化、自然環境について学ぶ機会を提供し、自然を保護して次世代に継承する意識の向上を目指します。
- ◇ 小中学校において、児童・生徒並びに保護者が集まる機会を活用し、親子の絆、家族との触れ合いを通じ、命の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ◇ こどもの体力向上を図るため、幼児や児童を対象に、スポーツへの関心を高め体を動かすことの楽しさを実感することができるよう体力テストやスポーツ指導を行います。
- ◇ 北杜市の歴史文化を広く伝えるため、北杜市郷土資料館などで企画展、歴史講座などを開催します。
- ◇ 食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成のため、保育園及び小学校において、生産者の指導を受けながら、栽培から収穫までの作業及び加工を行います。
- ◇ 食への感謝と郷土への愛着を持つことができるよう、栄養士による給食指導や生産者との交流を図ります。
- ◇ 学ぶ楽しさや達成感を感じてもらうため、市内の児童・生徒を対象とし、長期休業中及び放課後に、教員OB・OGや大学生など地域の人材を活用した自主学習の支援を行います。
- ◇ 自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的自立に向けて必要な能力を身に付ける取組を推進するため、市立保育園や放課後児童クラブにおいて、中高生の職場体験の積極的な受入れを行います。

(1—6) 学習環境・生活環境の向上

【施策の方向性】

保育施設と小学校、中学校・高等学校の連携を強化し、こどもに合った教育の充実を図ります。施設や情報関係機器の整備、職員の資質向上を図るとともに、安全・安心な学校給食を提供し、生活環境の向上に努めます。

【施策の展開】

- ◇ 幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校など、学校種間の移行について、発達の段階に応じた円滑な連携・接続を図ります。
- ◇ 安全で快適な生活環境を整えるため、北杜市公共施設等総合管理計画及び北杜市公共施設個別施設計画に基づき、計画的に整備を行います。
- ◇ 児童・生徒が理解しやすい授業、楽しい授業を行い、学力の向上を図ることを目的に、小中学校に情報関係機器を整備し、積極的に活用します。
- ◇ 中高一貫校による、6年間の一貫した教育課程や学習環境で学ぶ機会を選択できるようにし、中等教育の多様化を推進し、生徒の個性や創造性を伸ばすことを重視した教育を行います。
- ◇ 学校給食を無償提供することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- ◇ 市内の生産者が作った安全・安心な農産物を、給食の食材に積極的に取り入れることで、学校給食の質が向上するよう努めます。

(1—7) こどもの居場所づくり

【施策の方向性】

こどもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブや、放課後子ども教室での取組を推進します。

また、児童館や図書館などの社会教育施設や地域において、地域の人と積極的にのかかわり合うための機会や場の提供についても、充実を図ります。

【施策の展開】

① 放課後の居場所

- ◇ 就労や疾病などにより、放課後や長期休みに保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置し運営します。

② 遊びや体験の場の充実

- ◇ 身近で気軽な遊び・集い・交流の場である児童館や公園において、こどもの自由な遊びの機会を確保します。
- ◇ こどもが、読書の楽しさを知り多くの本と出合うきっかけとなるよう、司書が児童館や学校へ出向き、読み聞かせやブックトークなどを行います。

③ 地域での居場所づくりの推進

- ◇ 学習やスポーツ・文化活動など様々な体験活動や地域との交流を促進するため、地域の様々な方の参画を得て、こどもの居場所を確保するための取組を行います。
- ◇ 家庭や学校に居場所のないこどもに、適切な支援が提供できるよう努めます。

(1—8) いじめ・不登校への対応

【施策の方向性】

児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校、地域、児童・生徒の家族などの関係者と連携し、いじめ防止のための対策を推進します。

また、教育支援センターにおいて、不登校となった児童や生徒を支援し、社会的自立を図ることを目的として、適応指導や相談業務に取り組めます。

【施策の展開】

① いじめ防止の取組

- ◇ 北杜市いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、対処などきめ細やかな取組を進めます。また、児童・生徒の心のケア、学校や日常生活における諸問題に対応するため、スクールカウンセラーの充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを設置し、こどもの変化に気づくよう、体制の充実を図ります。

② 不登校のこどもへの支援

- ◇ 不登校児童・生徒を支援し、学校復帰や社会的自立を図るため、学習支援や適応指導とともに、保護者を対象とする相談業務、学校への指導・助言など、総合的な教育支援を実施します。
- ◇ 不登校や不登校の傾向のある児童・生徒、普通教室に入室することが困難な児童・生徒に対し、小中学校内に校内支援教室を設置することで居場所を確保し、社会的自立に向けて一人一人の状況に応じた支援を行います。
- ◇ 不登校支援に取り組む民間団体との連携を図ります。

青年期

(1—9) 次代の親へのステップ

【施策の方向性】

次代の親として、将来家庭を築く際に協力して家庭を築くことや、こどもを生み育てることの意義について考えることができるよう、プレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）などの取組を進めます。また、経済的な不安なく将来への展望を持って生活できるよう、就労支援を行います。

【施策の展開】

- ◇ 中高生を対象に、将来にわたり自身の健康を管理・維持する方法について、学習の機会を確保します。
- ◇ 市役所内に常設するほくとハッピーワークにおいて、求職者に対し、市とハローワークが一体的に生活と就労の支援を図ります。

(1—10) 出会いや結婚の支援

【施策の方向性】

結婚を希望する若者への出会いの機会の提供、結婚相談員による婚活相談など、総合的な結婚支援を行います。また、新たな生活を始めるための経済的支援を行うことで、若者の結婚や移住定住を促進します。

【施策の展開】

① 出会い・結婚への支援

- ◇ 結婚を希望する若者に対し、民間団体との連携による特色ある婚活イベントを開催し、出会いの機会を提供します。「出会いサポートセンター」では、出会いから結婚までの相談や支援を行います。

② 移住・定住の促進

- ◇ 本市の魅力を広く発信するほか、新たな生活を始めるための経済的支援を行うなど、若者の移住・定住を促進します。

2 ライフステージに共通した取組を支援します

(2-1) こども・若者の権利の保障

【施策の方向性】

こども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、こども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

【施策の展開】

① こども・若者の権利に関する周知・啓発や人権教育

- ◇ こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容など、こどもの権利について、周知・啓発及び人権教育を推進します。

② こども・若者の周りの大人に対する情報提供や研修

- ◇ こどもの権利が保障され、こどもの視点や意見が尊重されるよう、保護者や保育士、教職員など、こども・若者の周りの大人が、こども・若者の権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。

(2-2) 青少年団体への支援

【施策の方向性】

野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験など、多様な遊びや体験の充実を図ります。児童館や地域のこどもクラブなどにおいて、地域資源を生かした遊びや体験の機会づくりに取り組みます。

【施策の展開】

- ◇ 青少年を健全に育むために、家庭、学校、職場、地域が一体となって取り組みます。
- ◇ 地域の関係団体と連携を図りながら、青少年を対象とした相談や指導・助言を行い、青少年の健全育成を推進します。

（２―３）こどもの貧困の解消・貧困の連鎖の防止

【施策の方向性】

経済的な支援を必要とする子育て世帯に対し、制度に従い、必要な支援を実施します。また、生活の安定のための支援、教育の支援を実施します。

【施策の展開】

- ◇ こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習・生活・就労など、多方面での連携を進めます。
- ◇ こどもの貧困解消と連鎖を防止するため、生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援や生活支援を推進し、こどもが安心できる居場所づくりに取り組みます。
- ◇ こどもが質の高い教育を受けることができるよう、経済的理由により就学が困難であると認められる児童・生徒の就学について、経済的支援を行います。

（２―４）障がいのあるこどもへの支援

【施策の方向性】

障がいの多様化や障がいのあるこどもの増加を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも生活していけるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、一人一人の障がいの状況や個々の特性に応じた適切な支援・福祉サービスにつなげます。

【施策の展開】

- ◇ 発育や発達が気になるこどもについて、その個性を発揮し能力を伸ばしていくために、母子保健・保育・教育の関係部局及び専門性のある事業所などとの連携体制を構築し、切れ目のない療育・保育・教育環境の場の充実を図ります。
- ◇ 障がいのあるこどもが、身近な地域において質の高い療育を受け集団生活に適用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。
- ◇ 障がいのあるこどもやその家族の経済的自立を促進するため、経済的支援を図ります。

(2—5) 児童虐待の防止と社会的養護

【施策の方向性】

虐待の未然防止、要保護児童の早期発見や適切な保護のため、地域の連携体制の充実を図ります。また、各種関係機関と連携しながら、適切な支援及びフォローが行える体制のさらなる強化を推進します。

【施策の展開】

- ◇ 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、警察、学校など地域の関係機関がこどもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、連携強化を図ります。
- ◇ 家庭における適正な児童養育を確保するため、こども家庭相談、虐待などについて、児童相談所や警察など関係機関と連携を図り、家庭児童相談室で対応します。

(2—6) こども・若者の心の健康づくり、自殺対策の推進

【施策の方向性】

こども・若者の困難な状況の背景には精神保健上の問題や様々な社会的要因があることから、関係機関・団体と連携・協働して、各種の相談支援、人材育成、意識啓発を推進します。

【施策の展開】

① 相談支援体制の充実

- ✧ 学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、相談窓口の体制強化や周知の推進により、問題や悩みを抱えたこども・若者やその家族が相談しやすい体制づくりを進めます。
- ✧ 関係機関のネットワークを強化し、地域における相談支援や見守り、地域づくりを推進します。

② 自殺予防に関する教育や周知・啓発

- ✧ 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処法を身につけるための教育、命の大切さを実感できる教育、ＳＯＳの出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進し、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。
- ✧ 問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう、身近な人の悩みやＳＯＳに気づき、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。

③ 状況に応じた支援

- ✧ ひきこもりの状態にあるこども・若者に対して、支援の検討を行います。
- ✧ ひきこもりの状態にあるこども・若者や家族へのサポート体制の基盤の強化を図り、ひきこもり当事者や家族が参加できる居場所づくりに取り組みます。
- ✧ ヤングケアラーの発見につながる体制づくりや支援について検討します。

(2-7) 防犯・交通安全に関する取組

【施策の方向性】

こどもが犯罪などに巻き込まれないように、保護者や学校の取組はもとより、警察・家庭・地域・関係機関の連携を促し、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

また、こどもの通学路の安全対策に取り組めます。

【施策の展開】

- ◇ こどもの健やかな成長を阻害する有害情報や犯罪被害からこどもを守るため、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備や有害図書の除去を行います。
- ◇ 幼児・児童に対する交通安全教室の充実を図ります。
- ◇ 交通安全対策の充実を図るため、カーブミラーや路面表示など交通事故を防ぐために必要な施設について、地域の要望などを踏まえ整備を行います。
- ◇ 地域ぐるみの安全体制を整備するため、各小中学校の通学路の安全確認、スクールガードリーダーによる巡回指導などを行います。

(2-8) 防災・防火に関する取組

【現状と方向性】

災害時にこどもが自らの身を自ら守ることができるよう、減災力を高めます。

【施策の展開】

① 防災・減災教育

- ◇ 総合学習で、非常時の備蓄やトイレの重要性、消火訓練、ハザードマップの見方などの教育を実施します。

③ 子育て世帯の防災・減災体制の充実

- ◇ 防災訓練を通じて、こども・子育て世帯向けに災害対策の必要性や、世帯に応じた備えの重要性を啓発します。また、子育て世代の自主的な防災活動の取組を支援します。

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(3-1) 妊娠・出産・子育ての不安の軽減

【施策の方向性】

妊娠期を健やかに過ごし、安心してこどもを生ま育てることができるよう、生活指導や栄養指導、精神面のケアなど、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

【施策の展開】

- ◇ 産後うつや乳幼児への虐待を予防するため、病院と連携して出産後間もない産婦の状況を早期に把握し、支援します。
- ◇ 日常生活に不安のある妊娠中や出産後間もない家庭を対象に、養育支援ヘルパーを派遣します。
- ◇ 安心してこどもを生ま育てることができるよう、開業助産師と連携し、妊娠から出産・子育てに渡る相談支援体制を構築します。

(3-2) 育児力の向上支援

【施策の方向性】

家庭においては、保護者がこどもに対して基本的な生活習慣や自立心を育む教育を行うことから、保護者の学びや、保護者への切れ目ない支援を行うために、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

【施策の展開】

- ◇ 妊娠、出産から子育てにわたる様々な不安や悩みの軽減を図るため、北杜市保健センターにおいて乳幼児健康診査や各種教室を開催し、育児に関する正しい知識の習得を促進します。
- ◇ 生活ルールや十分な睡眠、朝食をしっかりと摂る、適度な運動などの生活の規則づくりについて、家庭と連携した取組を推進します。

(3-3) 市民や地域による子育て支援の推進

【施策の方向性】

地域住民、企業、団体、行政が連携し、子育て支援を充実させます。また、安全で快適な環境整備を目指し、道路や公共施設、子育て支援住宅、公園などの適正な維持管理を進めます。さらに、子育て支援団体や青少年団体の活動支援、事業者による子育て支援を推進し、地域全体でこどもを育てる体制を整えます。

【施策の展開】

- ◇ 子育て世代を身近な地域で支える民生委員・児童委員の活動を推進します。
- ◇ 地域で楽しく健やかな子育てができるよう、母子愛育会の声かけや見守りなどの活動支援を行います。
- ◇ 子育てと仕事を両立し、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、育児の援助を行う方と育児の援助を受けたい方の相互援助活動を促進します。
- ◇ 道路整備や公共機関、公共施設において、誰もが不自由なく利用できるユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- ◇ 地域と一体となつてこどもを育むため、学校と地域住民や保護者が連携・協働した活動の展開を図ります。

(3-4) ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

子育ての負担が特定の保護者に偏らず、家族全員が積極的に関わるために、保育環境の充実と共に意識啓発や労働環境改善に取り組みます。保育サービスの充実に加え、企業の子育て支援が重要であるため、仕事優先型の働き方の見直しや、子育てしやすい職場環境の整備を進めるよう、市民や事業主への意識啓発を行います。

【施策の展開】

- ◇ 子育て世代にとって魅力あるまちづくりを企業と市が協働して進めるため、従業員に対する子育てと仕事の両立支援、施設利用者に対する子育て支援サービス、地域における子育て支援事業の展開などに積極的に取り組む企業を応援します。

(3-5) ひとり親家庭の自立支援

【現状と方向性】

ひとり親家庭が直面する就労、住居、養育などの困難に対応するため、国や県と連携して支援を行います。関係機関と協力し、子育て、生活、就労、経済的支援など総合的な支援に努め、支援漏れがないように制度を周知します。ひとり親家庭が安心して自立した生活を送ることができるよう支援します。

【施策の展開】

- ◇ ひとり親家庭などについて、生活の安定やこどもの福祉増進を図るため、経済的負担を軽減するための支援を行います。
- ◇ ひとり親家庭の親について、雇用安定や就職促進を図るため、自立支援教育訓練や高等職業訓練の機会を提供します。
- ◇ ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、一定の所得以下のひとり親家庭を対象に、医療費について助成します。
- ◇ 未婚のひとり親や身近に子育て支援者がいない家庭などが増加傾向にあることから、保護者が安心して子育てできる環境を整えるため、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に必要な保護を行います。
- ◇ ひとり親家庭の自立促進のための支援を行います。

(3-6) 子育て情報提供の充実

【施策の方向性】

市の広報紙やホームページなどを活用し、子育てに関する様々な情報の提供や周知を図ります。また、市立病院や診療所に関する情報をお知らせします。

【施策の展開】

- ◇ 子育てに関する様々な情報を提供するため、市の広報紙やホームページ内の子育て専用サイト「やまねっと」において、子育て支援サービスや制度、お知らせやイベント情報について、必要な情報をわかりやすく提供します。目的に応じて、子育て情報をまとめたガイドブックの作成やSNSでの情報提供を行います。
- ◇ 北杜市ホームページにおいて、多言語での情報提供や、やさしい日本語での情報提供を行うことにより、外国人のこどもや保護者へ必要な情報を届けます。
- ◇ 市立病院や診療所に関する情報をよりの確に市民にお知らせするため、市の広報紙やホームページの内容を充実します。

第5章

子ども・子育て支援に関わる施策の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域 について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）は市全体を1つの提供区域として、放課後児童健全育成事業は小学校区に基づく8区域を提供区域として設定することとします。

なお、上記のように提供区域を定めつつも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定こどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由 ¹ 」に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園・認定こども園での保育を希望しているこども	保育園 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

¹ 「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 教育・保育事業

(1) 事業の概要

保育園とは

保育園は、就労等などのために家庭で保育できない保護者に代わって児童を預かり保育する施設です。

現在、本市では市立保育園9園（内分園1園）と保育園型認定こども園3園、病児病後児保育園1園、私立保育園1園、私立保育園型認定こども園1園、家庭的保育施設1施設、事業所内保育施設2施設があります。

教育・保育給付認定とは

保育園の利用は個人への給付制度であり、こどもの年齢や保護者の就労の状況により認定は5つに区分されます。

区分	保育必要量	対象等
1号認定	教育標準時間	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合、1日4時間を標準に施設を利用できます。
2号認定	保育標準時間	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大11時間の枠を利用できます。
	保育短時間	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大8時間の枠を利用できます。
3号認定	保育標準時間	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大11時間の枠を利用できます。
	保育短時間	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保本市には、幼稚園が存在しないため、4園の認定こども園において教育部門の受入を行っています。保育園等での保育を希望される場合、1日最大8時間の枠を利用できます。

（注釈）保護者の就労や病気など、家庭において保育ができない事情

2号及び3号の教育・保育給付認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

※「保育標準時間」は、1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用（フルタイム就労を想定）。保護者の就労の場合、1か月当たり120時間以上の労働で認定。

※「短時間保育認定」は、1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用（パートタイム就労を想定）。保護者の就労の場合、1か月当たり48時間以上、120時間未満の労働で認定。

<提供体制、確保策の考え方>

既存の地域の保育園を活用する中で、保護者のニーズを的確に捉え、保育園の運営に活かします。また、安全・安心な保育園運営を図るため、保育士の確保に努めるとともに、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図るため、民間活力の活用についても検討します。

<教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容>

本市には、幼稚園が存在しないため、4園の認定こども園において教育部門の受入を行っています。

(2) 事業の確保量

		令和7年度					
		1号	2号	2号	3号		
		3～5歳 教育	3～5歳 教育 ²	3～5歳 保育	0歳 保育	1歳 保育	2歳 保育
①量の見込（必要利用定員総数）		98	18	573	33	115	171
②確保 の内容	特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）	98	18	573	29	112	167
	特定地域型保育事業				4	3	4
②－①		0	0	0	0	0	0
		令和8年度					
		1号	2号	2号	3号		
		3～5歳 教育	3～5歳 教育	3～5歳 保育	0歳 保育	1歳 保育	2歳 保育
①量の見込（必要利用定員総数）		93	17	544	32	132	148
②確保 の内容	特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）	93	17	544	28	129	144
	特定地域型保育事業				4	3	4
②－①		0	0	0	0	0	0
		令和9年度					
		1号	2号	2号	3号		
		3～5歳 教育	3～5歳 教育	3～5歳 保育	0歳 保育	1歳 保育	2歳 保育
①量の見込（必要利用定員総数）		86	16	501	32	130	169
②確保 の内容	特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）	86	16	501	28	127	165
	特定地域型保育事業				4	3	4
②－①		0	0	0	0	0	0

² 幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの

単位：人

		令和10年度					
		1号	2号	2号	3号		
		3～5歳 教育	3～5歳 教育	3～5歳 保育	0歳 保育	1歳 保育	2歳 保育
①量の見込（必要利用定員総数）		81	15	471	31	128	166
②確保 の内容	特定教育・保育施設（認 定こども園、幼稚園、保 育園）	81	15	471	27	125	162
	特定地域型保育事業				4	3	4
②－①		0	0	0	0	0	0
		令和11年度					
		1号	2号	2号	3号		
		3～5歳 教育	3～5歳 教育	3～5歳 保育	0歳 保育	1歳 保育	2歳 保育
①量の見込（必要利用定員総数）		80	15	465	30	124	164
②確保 の内容	特定教育・保育施設（認 定こども園、幼稚園、保 育園）	80	15	465	26	121	160
	特定地域型保育事業				4	3	4
②－①		0	0	0	0	0	0
提供体制、確保策の考え方		既存の地域の保育園を活用します。					
教育・保育事業の一体的提供及び 推進に関する体制の確保内容		本市には幼稚園が存在しないため、4園の認定こども園において教育部門の受入を行っています。					

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

①利用者支援事業
子育て家庭や妊産婦が、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、連携等の体制作りを行うものです。 基本型とこども家庭センター型を開設し、妊娠・出産期から子育て期にわたり総合的な相談支援を提供できるよう、利用者支援専門員や保健師、助産師、臨床心理士等を配置し事業等を行います。
②延長保育事業
保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、保育園でこどもを保育する事業です。
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
保護者が就労、疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生までのこどもを保育する事業です。集団生活や遊びをとおして健全育成を図るとともに、保護者が安心して働くことができる環境の提供を目的としています。現在、放課後児童クラブは、市内の全小学校区をカバーしており、13ヶ所（15単位）で事業を実施しています。年間の利用登録者は700人程度です。
④子育て短期支援事業
保護者が疾病等の理由により児童の保育が一時的に困難となった場合に、7泊以内を限度として養育・保護を行う事業です。
⑤乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、保健師、助産師や子育て経験者などで研修を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言及びサービス提供を行う事業です。
⑥養育支援訪問事業
養育支援が必要であると判断した家庭に対し、看護師、ヘルパー等が訪問し、育児・家事の支援を行うことにより負担を軽減し、安心して子育てを行えるようにする事業です。
⑦地域子育て支援拠点事業
概ね3歳未満の乳幼児と保護者が身近な場所で気軽に交流を行い、自由に遊びながら情報交換できる場所の提供をし、子育てについての相談・情報提供、助言等を行う事業です。 現在、本市では4箇所の「つどいの広場」と、認定こども園3箇所に設置する「子育て支援センター」において実施しています。
⑧一時預かり事業（一時保育）
保護者の就労等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、各種施設で一時的に預かり保育を行う事業です。

⑨病児・病後児保育事業
保護者の就労等により、病児や病後児の世話を家庭で行うことが困難な場合に、一時的に保育等を行う事業です。
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
通園・通学や塾への送迎、一時的な預かりなどの支援を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（協力会員）が、会員となり助け合う事業です。
⑪妊婦健康診査事業
妊婦が順調な妊娠生活や妊娠期の異常の早期発見・早期治療等、安全・安心な出産に向けて妊婦の定期的な健康管理のため妊婦健康診査費に対して助成する事業です。
⑫実費徴収に係る補足給付事業（副食費等の施設による徴収に係る補足給付事業）
各施設事業者によって実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者を対象に費用の一部を補助する事業です。
⑬子育て世帯訪問支援事業
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。
⑭児童育成支援拠点事業
養育環境等に関する課題を抱える学齢期以降の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、個々の児童の状況に応じた相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。
⑮親子関係形成支援事業
児童との関わり方や子育ての悩みや・不安を抱える保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
⑯妊婦等包括相談支援事業
妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる事業です。
⑰産後ケア事業
出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

(2) 事業の確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業 単位： 実施箇所数 (箇所)	① 量の見込	2	2	2	2	2
	基本型・特 定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	基本型・特 定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保 策の考え方	基本型において、子育て家庭や妊産婦が地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、訪問・相談・助言・情報提供等に取り組みます。また、こども家庭センター型において、母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。				
(2) 延長 保育事業 単位： 利用者数 (人/年)	①量の見込	89	86	84	80	79
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②－①	△89	△86	△84	△80	△79
	提供体制、確保 策の考え方	本市では、延長保育に対応する保育士が確保できておらず、現在は実施しておりません。今後は民間活力も含め、受け入れ体制の検討を行います。				

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(3) 放課後児童健全育成事業 【市全域】 単位： 登録児童数 (人)	①量の見込	低	411	416	404	396	375
		高	246	235	232	238	237
		計	657	651	636	634	612
	②確保の内容		730	730	730	730	730
	② - ①		73	79	94	96	118
	提供体制、確保策の考え方		一部の地域では入所児童数の増加が見込まれますが、全体の利用ニーズには、現定員数で対応できるものと見込まれます。				
(4) 子育て短期支援事業 単位：延べ利用者数 (人/年)	①量の見込		287	278	269	258	254
	②確保の内容		53	53	53	53	53
	② - ①		△234	△225	△216	△205	△201
	提供体制、確保策の考え方		支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。				
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 単位：訪問件数 (件/年)	①量の見込		165	162	159	155	153
	②確保の内容		165	162	159	155	153
	② - ①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		母子の心身の状況や家庭環境等を把握し日常生活全般に渡る指導助言を行うとともに、疾病の早期発見及び治療に結び付けることにより育児支援を行うために全戸訪問につとめていきます。				
(6) 養育支援訪問事業 単位：実人数 (人/年)	①量の見込		16	15	15	14	14
	②確保の内容		16	15	15	14	14
	② - ①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		妊娠届出時から、全ての妊婦・子育て家庭に寄り添うなかで養育に関する支援が必要と判断される家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。				

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(7) 地域子育て支援拠点事業 単位：延べ利用者数 (人/月)	①量の見込		1,273	1,376	1,476	1,550	1,658
	②確保の内容		1,658	1,658	1,658	1,658	1,658
	②－①		385	282	182	108	0
	提供体制、確保策の考え方		利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。 今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。				
(8) 一時預かり事業 【預かり保育・定期的保育】 単位：延べ利用者数 (人/年)	①量の見込	預かり保育	129	122	113	106	104
		定期的保育	3,577	3,398	3,131	2,941	2,905
		計	3,706	3,520	3,244	3,047	3,009
	②確保の内容		3,706	3,520	3,244	3,047	3,009
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		本市には、幼稚園が設置されておらず、対象施設はありません。確保の内容は市外の幼稚園利用者が対象となります。				
(8) 一時預かり事業 【その他】 単位：延べ利用者数 (人/年)	①量の見込		6,840	6,616	6,430	6,165	6,066
	②確保の内容		6,840	6,616	6,430	6,165	6,066
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		量の見込により、受入体制の検討や利用可能施設の利用を促進します。				

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(9) 病児・病後児保育事業 単位：延べ利用者数（人/年）	①量の見込		2,796	2,703	2,621	2,512	2,473
	②確保の内容		960	960	960	960	960
	②－①		△1,836	△1,743	△1,661	△1,552	△1,513
	提供体制、確保策の考え方		現状では、年間延べ101人（令和5年度）の利用があり、量の見込により受入体制の検討や他の利用可能施設の利用を促進します。				
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 単位：延べ利用者数（人/年）	① 量の見込	低	2,112	2,064	1,968	1,920	1,872
		高	1,638	1,610	1,553	1,494	1,439
		計	3,750	3,674	3,521	3,414	3,311
	②確保の内容		3,750	3,674	3,521	3,414	3,311
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		子育て家庭のニーズに適切に対応できるよう、協力会員と依頼会員のマッチングを行っていきます。活動件数の確保に向けて、周知や講習会を実施します。				
(11) 妊婦健康診査事業 単位：延べ受診回数（回/年）	①量の見込		2,310	2,268	2,226	2,170	2,142
	②確保の内容		2,310	2,268	2,226	2,170	2,142
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。				
(12) 実費徴収に係る補足給付事業（副食費等の施設による徴収に係る補足給付事業） 単位：給付者数（人）	①量の見込		7	7	7	7	7
	②確保の内容		7	7	7	7	7
	②－①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		低所得者世帯を対象に、実費徴収となる食事の提供等に要する費用負担を軽減するため、実態に合わせた確保とします。				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(13) 子育て世帯訪問支援事業 単位：延べ利用者数 (人/年)	①量の見込	19	23	28	34	40
	②確保の内容	—	—	—	—	—
	②－①	—	—	—	—	—
	提供体制、確保策の考え方	養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）と合わせ、実施について検討します。				
(14) 児童育成支援拠点事業 単位：利用者数 (人/年)	①量の見込	5	5	5	5	5
	②確保の内容	0	0	5	5	5
	②－①	△5	△5	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	養育環境に課題を抱える児童を対象に、安全な居場所を必要としている場合に支援できるよう対応していきます。				
(15) 親子関係形成支援事業 単位：利用者数 (人/年)	①量の見込	10	10	10	10	10
	②確保の内容	0	10	10	10	10
	②－①	△10	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	既存事業と連携を図りながら、体制を整え対応していきます。				
(16) 妊婦等包括相談支援事業 単位：延べ回数 (回/年)	①量の見込	495	486	477	465	459
	②確保の内容	495	486	477	465	459
	②－①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	母子とその家族が健やかな育児ができるよう寄り添い支援をしていきます。				
(17) 産後ケア事業 単位：延べ利用者数 (人/年)	①量の見込	32	32	31	30	30
	②確保の内容	288	288	288	288	288
	②－①	256	256	257	258	258
	提供体制、確保策の考え方	これまでの宿泊型に加え、助産師が産後家庭に訪問するアウトリーチ型を実施し、さらに支援の体制を充実させていきます。				
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 単位：定員数（人）	①量の見込	—	5	5	5	5
	②確保の内容	—	5	5	5	5
	②－①	—	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	こども誰でも通園制度開始後、速やかに取り組みます。				

■【区域別】放課後児童健全育成事業

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①明野地区 定員 60 人 (放課後子ども教室連携型)	①量の見込	低	40	42	41	40	38
		高	11	15	21	23	23
		計	51	57	62	63	61
	②確保の内容		60	60	60	60	60
	②－①		9	3	△2	△3	△1
②須玉地区 定員 70 人 (放課後子ども教室連携型)	①量の見込	低	27	35	34	33	31
		高	9	10	14	17	21
		計	36	45	48	50	52
	②確保の内容		70	70	70	70	70
	②－①		34	25	22	20	18
③高根地区 定員 210 人 (放課後子ども教室一体型)	①量の見込	低	112	109	105	101	95
		高	93	76	64	65	61
		計	205	185	169	166	156
	②確保の内容		210	210	210	210	210
	②－①		5	25	41	44	54
④長坂地区 定員 120 人 (放課後子ども教室一体型)	①量の見込	低	84	74	72	71	67
		高	45	52	49	46	41
		計	129	126	121	117	108
	②確保の内容		120	120	120	120	120
	②－①		△9	△6	△1	3	12
⑤大泉地区 定員 100 人 (放課後子ども教室一体型)	①量の見込	低	69	68	66	66	63
		高	24	33	38	40	40
		計	93	101	104	106	103
	②確保の内容		100	100	100	100	100
	②－①		7	△1	△4	△6	△3
⑥小淵沢地区 定員 90 人 (放課後子ども教室一体型)	①量の見込	低	41	48	47	46	44
		高	42	27	26	26	29
		計	83	75	73	72	73
	②確保の内容		90	90	90	90	90
	②－①		7	15	17	18	17
⑦白州地区 定員 40 人 (放課後子ども教室連携型)	①量の見込	低	23	23	22	22	21
		高	14	14	13	13	13
		計	37	37	35	35	34
	②確保の内容		40	40	40	40	40
	②－①		3	3	5	5	6
⑧武川地区 定員 40 人 (放課後子ども教室連携型)	①量の見込	低	15	17	17	17	16
		高	8	8	7	8	9
		計	23	25	24	25	25
	②確保の内容		40	40	40	40	40
	②－①		17	15	16	15	15

単位：人(年間)



第6章

推進体制

1 計画の推進に向けて

この計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、「北杜市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価を行います。この結果を年に1回ホームページで公表するとともに、結果に基づいて対策を実施するものとします。また、こどもや若者が自分の意見を表明し、社会に参加する機会を確保します。

子ども・子育て支援法で、定めることとされている、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込みと確保方策」についても、毎年度、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、必要に応じて量の見込みと確保方策を見直すこととします。

2 国・県等との連携

計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、市だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等それぞれが役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的に関わりとともに、国や県、他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

1 条約・法律・大綱

(1) こどもの権利条約

○こどもの権利条約について

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中全てのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

こどもの権利条約は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

○こどもの権利条約の4つの原則

■差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

■こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

■生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

■こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

(2) こども基本法（抜粋）

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(3) こども大綱（抜粋）

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる

・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる

・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる

・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる

・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる

・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる

・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

2 北杜市子ども・子育て会議

(1) 北杜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第72条第1項の規定に基づき、北杜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務に関し調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 市内事業主
- (4) 教育・保育関係者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 子育て会議に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総括する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 子育て会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 子育て会議は、第3条の事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 第7条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条各項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども政策部子育て政策課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(2) 北杜市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年4月現在

No.	所 属	役 職	氏 名
1	民生委員・児童委員協議会	会 長	清水 真理子
2	帝京学園短期大学	教 授	吉田 百加利
3	民生委員・児童委員協議会（児童福祉部会）	部会長	小澤 志保子
4	民生委員・児童委員協議会（児童福祉部会）	副部会長	清水 もとみ
5	北杜市母子愛育会	会 長	波木井 みゆき
6	北杜市食生活推進協議会	会 長	茅野 キヨ子
7	北杜市放課後子ども教室/コーディネーター	代 表	矢崎 元子
8	北杜市PTA連絡協議会	会 長	荒谷 通孝
9	北杜市PTA連絡協議会	副会長	田中 善隆
10	北杜市PTA連絡協議会	副会長	澤口 純子
11	北杜市保育園保護者連合会	会 長	小川 健一
12	北杜市保育園保護者連合会	副会長	石井 然
13	北杜市商工会	会 長	小野 光一
14	北杜市校長会	代 表	渡部 一司
15	青少年育成北杜市民会議	会 長	山田 輝夫
16	防災ママ@北杜	副代表	大久保 香
17	北杜市保育協議会	会 長	栗澤 正子
18	北杜市保育協議会	副会長	日向五十鈴

3 策定経過

日 付	会議等	内 容
令和6年5月30日	北杜市子ども・子育て会議 (令和6年度第1回)	・計画の策定方針について審議 ・現状と課題の把握
令和6年6月17日 ～令和6年6月30日	ニーズ調査(アンケート)	・計画策定に伴うニーズ調査 調査対象: 未就学児保護者、小学生 児童保護者、小学5年生と保護者、 中学2年生と保護者、若者(16歳～ 39歳)
令和6年7月3日 ～令和6年7月17日	ニーズ調査(ヒアリング)	・こども・若者からの意見の聞き取り 調査対象: 市内中学校、高等学校
令和6年7月8日 ～令和6年7月19日	ニーズ調査(ヒアリング)	・調査対象: 市内子育て支援施設、放 課後児童クラブなど
令和6年10月4日	北杜市子ども・子育て会議 (令和6年度第2回)	・計画の骨子(案)について審議 ・子ども・子育てを取り巻く現況 ・第2期北杜市子ども・子育て支援事 業計画事業評価の結果と課題 ・テキストマイニング分析の結果 ・計画の施策体系(案)について審議
令和6年12月6日	北杜市子ども・子育て会議 (令和6年度第3回)	・計画(案)について審議
令和6年12月26日 ～令和7年1月31日	パブリックコメントの実施	・計画(案)について意見募集
令和7年2月19日	北杜市子ども・子育て会議 (令和6年度第4回)	・計画の策定

北杜市こども計画・
第3期北杜市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：北杜市 こども政策部 子育て政策課

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

電話：0551-42-1332